

岡山県災害廃棄物処理計画（素案）

平成27年10月30日

岡山県

目次

第1 総則

1 背景及び目的	1
2 基本的事項	
(1) 計画の位置付け	2
(2) 対象とする災害	3
(3) 対象とする災害廃棄物	5
(4) 計画の基本的考え方	6
(5) 計画の見直し	6
(6) 処理の主体	6
(7) 県及び市町村の役割	7

第2 災害廃棄物対策

1 災害予防（被害抑止・被害軽減）	
(1) 組織体制、指揮命令系統の整備	11
(2) 情報収集・連絡体制の整備	12
(3) 協力・支援体制の整備	13
(4) 情報の整理	14
(5) 市町村が行う一般廃棄物処理施設整備に関する技術的援助	25
(6) 職員に対する教育・訓練	25
2 応急対応	
(1) 組織体制、指揮命令系統の確立	28
(2) 廃棄物処理施設等の被害状況の情報収集	28
(3) 災害廃棄物発生量等の推計	29
(4) 関係機関への連絡	31
(5) 災害廃棄物発生状況の情報収集	31
(6) 市町村からの要請に基づく関係機関との協力・支援の調整	32
(7) 市町村が行う災害廃棄物処理に関する技術的援助	32
(8) 災害廃棄物の処理に関する事務の受託	32
(9) 他都道府県への協力・支援	39
3 復旧・復興	
(1) 組織体制、指揮命令系統の見直し	41
(2) 廃棄物処理施設の復旧状況の情報収集	41
(3) 関係機関への連絡	41
(4) 市町村からの要請に基づく広域的な協力・支援の調整	41
(5) 市町村が行う災害廃棄物処理に関する技術的援助	41
(6) 災害廃棄物処理の進捗状況の把握	42

(7) 災害廃棄物の処理に関する事務の受託	42
(8) 他都道府県への協力・支援	44

第1 総則

1 背景及び目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、大規模地震に加えて津波の発生により、これまでの災害を遙かに上回る廃棄物が発生し、その処理に当たっては、多くの市町村で混乱が生じた。

環境省は、平成26年3月、この東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、また、近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風の被害への対応から得られた知見や知識を加えた上で、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省生活衛生局水道環境部）を改定するとともに、「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）との統合を行い、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「指針」という。）として取りまとめた。

指針においては、「地方公共団体は、本指針に基づき、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合を取りながら、処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う」とされ、県において災害廃棄物処理計画を策定することが求められた。

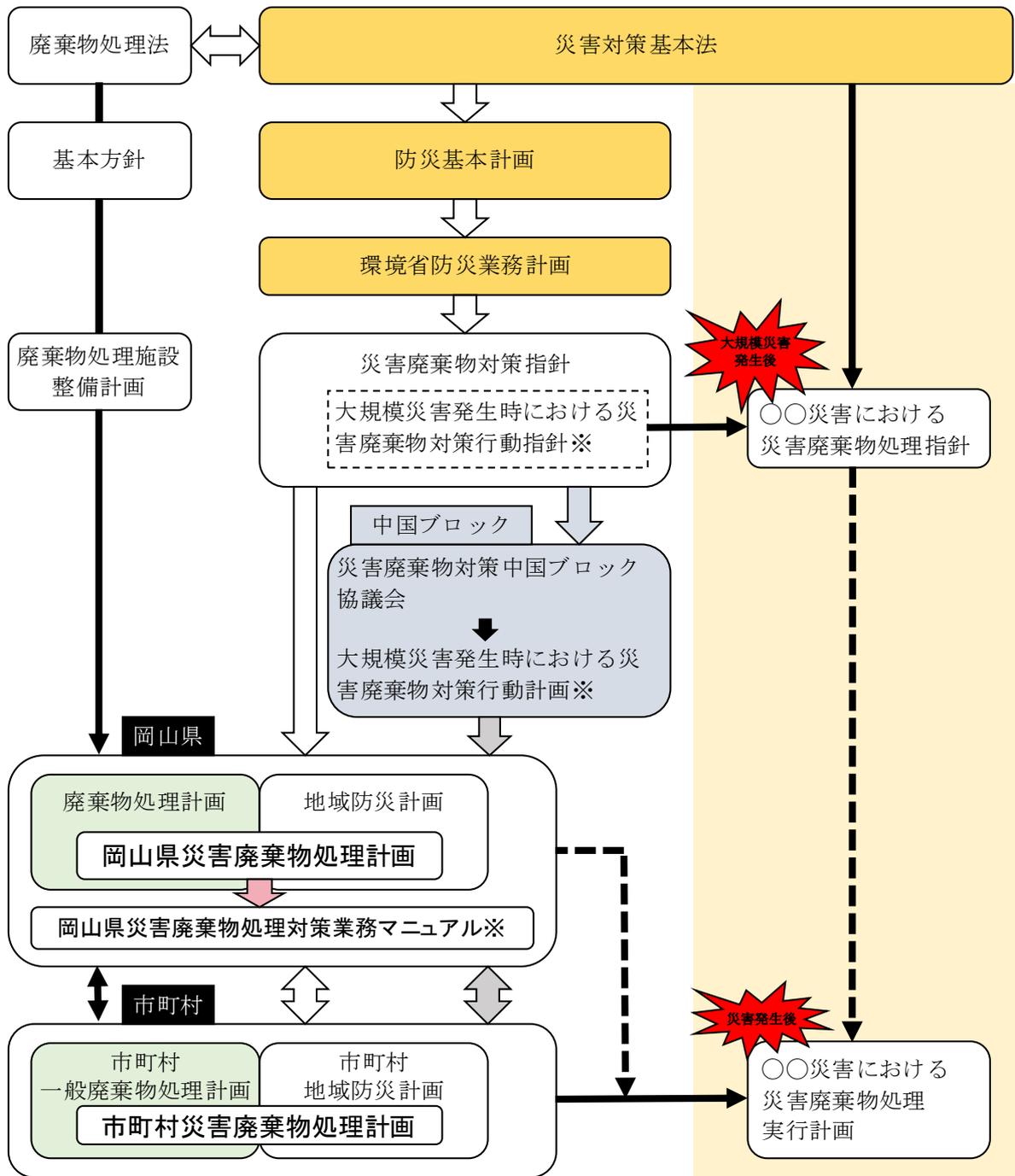
また、平成27年7月17日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が明確化されるとともに、都道府県が定める廃棄物処理計画において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を定めることとされた。

以上のような背景を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、分別、再生利用等によりその減量を図ることを目的とし、本計画を策定した。

2 基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画と整合を図りながら、災害時における廃棄物の適正かつ迅速な処理に必要な事項を取りまとめたものであり、その位置付けを図1.2.1のとおりとなる。



※現時点で未策定

図1.2.1 計画の位置付け

(2) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、岡山県地域防災計画（平成26年9月岡山県防災会議）で想定した表1.2.1の南海トラフ巨大地震及び断層型地震による被害を含む地震災害及び水害その他自然災害であり、地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

また、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

なお、本計画では、地震災害等に伴う放射能汚染対策に係る事項については、対象としない。

表1.2.1 対象とする地震災害

南海トラフ巨大地震	① 南海トラフ巨大地震、パターン1（直後破壊） 地震直後に揺れ・液状化などにより堤防などの施設のすべてが破壊されると想定したケース
	② 南海トラフ巨大地震、パターン2（越流後破壊） 揺れなどにより堤防などの施設は破壊されないが、津波が越流した場合に破壊されると想定したケース
断層型地震	③ 山崎断層帯の地震
	④ 那岐山断層帯の地震
	⑤ 中央構造線断層帯の地震
	⑥ 長者ヶ原断層－芳井断層の地震
	⑦ 倉吉南方の推定断層の地震
	⑧ 大立断層・田代峠－布江断層の地震
	⑨ 鳥取県西部地震

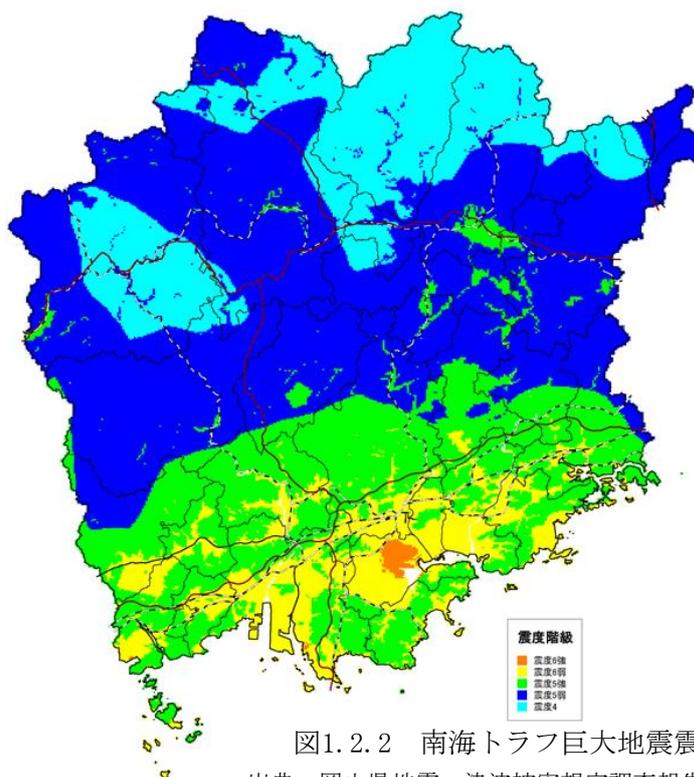


図1.2.2 南海トラフ巨大地震震度分布図

出典：岡山県地震・津波被害想定調査報告書（平成25年7月岡山県）

断層型地震における震度6弱以上の地域図

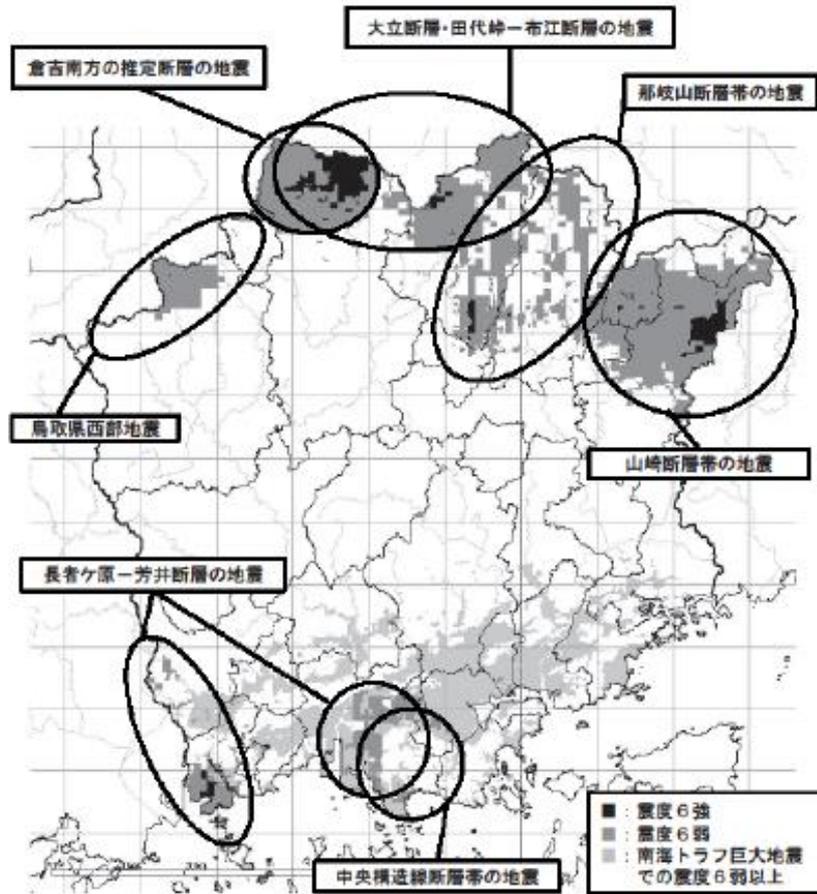


図1.2.3 断層型地震における震度6弱以上の地域図

(3) 対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物は、前記(2)に規定する災害により生じる廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）であって、その発生量が平常時の廃棄物処理体制では対処できない規模であるものとし、津波堆積物を含むものとする。

具体的には、表1.2.2のような災害廃棄物を想定する。

表1.2.2 想定する災害廃棄物

種 類	内 容	
災害によって発生する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	量や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電製品	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物（廃石綿等 ^{※1} 及び石綿含有廃棄物 ^{※2} 。以下「アスベストを含む廃棄物」という。）、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	
生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からの汲取りし尿

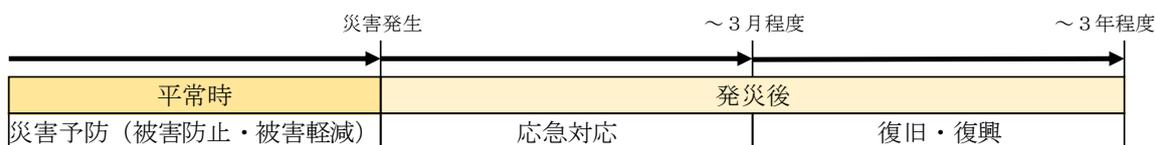
※1 廃石綿等：飛散性の高い石綿を含むもの（煙突用断熱材、吹付石綿等）

※2 石綿含有廃棄物：石綿を含み、廃石綿等以外のもの（重量比0.1%以上の石綿を含むもの全て）

(4) 計画の基本的な考え方

本計画の基本的な考え方は次のとおりである。

- ・ 県内市町村が被災市町村となることを想定し、災害予防（被害抑止・被害軽減）、応急対応、復旧・復興の各段階において、本計画の目的を達成するために県が実施すべき事項を整理する。
- ・ 本県が支援地方公共団体となることを想定し、支援に必要となる事項を整理する。



- ※ 災害予防：災害発生までの期間
- ※ 応急対応：人命救助から生活再開までの期間
- ※ 復旧・復興：災害廃棄物の処理が完了するまでの期間
- ※ 時間の目安は災害規模や内容によって異なる。（図では東日本大震災規模を想定）

図1.2.4 時期区分の考え方

(5) 計画の見直し

本計画は、岡山県地域防災計画、指針等の関係する計画等の制定、改正に併せて必要な改正を行うとともに、定期的実施する訓練や演習、実際の災害対応により明らかになる課題等を踏まえて、より実効性があるものにするため、適宜、適切な見直しを行うこととする。

特に、県域を超えた広域連携については、現在、環境省中国四国地方環境事務所が立ち上げた災害廃棄物協議会（中国ブロック）において調査、検討を行っているところであり、今後、この協議会で策定される大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の内容を反映させる。

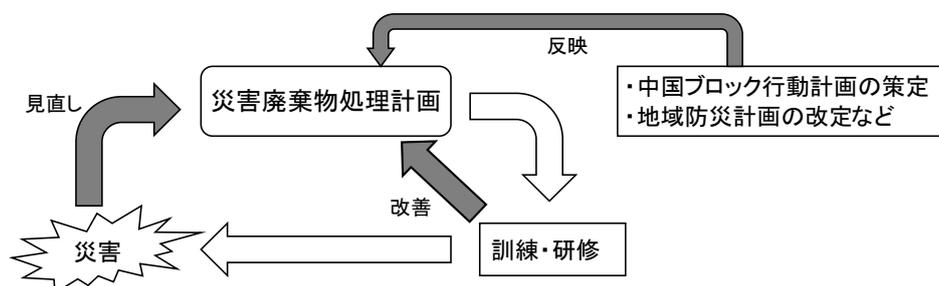


図1.2.5 計画見直しの考え方

(6) 処理の主体

災害廃棄物は、廃棄物処理法上、一般廃棄物に該当するため、市町村に統括的な処理

責任があり、したがって、処理の主体は市町村が基本となる。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14において、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができることとされており、地震、津波等により甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、県に事務委託を行うことができ、県が市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うことがある。

また、大規模災害時において、国が廃棄物処理特例地域と指定した地域内の市町村については、市町村から要請があり、国が必要と認めた場合には、災害対策基本法に基づき国が災害廃棄物の処理を行うことがある。

(7) 県及び市町村の役割

災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物の処理を進めるためには、予め、県及び市町村の役割を明確にし、その役割を果たせるよう、事前に備えることが必要である。

ア 県の役割

災害時における県の基本的な役割は、被災市町村が行う災害廃棄物の処理に対する助言などの技術的援助、職員の派遣などの人的支援のほか、支援地方公共団体、支援協定締結団体、環境省等との連絡・調整である。

また、平常時においては、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等に対する技術的援助、災害廃棄物の処理に必要となる県内の廃棄物処理施設の設置状況等の情報の整理、協力・支援体制の整備などである。

(7) 災害予防

役割	内容
組織体制等の整備	<ul style="list-style-type: none">・災害時の組織体制、指揮命令系統、情報収集体制、連絡体制、他都道府県及び関係団体との協力・支援体制を整備する。
情報の整理	<ul style="list-style-type: none">・災害時に必要となる県内の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況等の現況を把握し、整理する。・想定される災害において発生する災害廃棄物の量や必要となる仮置場の面積などを推計する。・災害時に災害廃棄物の仮置場として利用可能な県有地を選定する。
市町村が行う一般廃棄物処理施設整備への技術的援助	<ul style="list-style-type: none">・循環型社会形成推進交付金等を活用した市町村の一般廃棄物処理施設整備に対し、助言等を行い、施設の耐震化、不燃堅牢化を促す。
職員に対する教育、訓練	<ul style="list-style-type: none">・災害時に迅速に対応できるよう、定期的に職員を対象とした研修会、図上訓練等を行う。

(イ) 応急対応

役割	内容
組織体制等の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。
情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害状況、避難所情報等を収集する。 ・廃棄物処理施設の被害状況を収集する。 ・建物被害等の被害情報から災害廃棄物の発生量を推計する。
関係機関との協力・支援の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ迅速に行われるよう被災していない市町村、環境省、関係団体との連絡・調整を行う。
市町村が行う災害廃棄物処理に関する技術的援助	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村が行う災害廃棄物仮置場の設置及びその運営など災害廃棄物の処理に対して支援、助言を行う。 ・被災市町村における一般廃棄物処理施設の能力が不足する場合など、災害廃棄物の処理委託の候補先となり得る産業廃棄物処理施設に関する情報提供を行う。 ・被災市町村が行う災害等廃棄物処理事業費国庫補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金申請事務について、支援、助言を行う。
他都道府県への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災都道府県からの支援ニーズの情報収集 ・被災都道府県からの協力又は支援の要請に基づく関係機関との調整 ・職員の派遣

(ウ) 復旧・復興

役割	内容
関係機関との協力・支援の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ迅速に行われるよう、広域的な処理も含めて、被災していない市町村、県外自治体、環境省、関係団体との連絡、調整を行う。
市町村が行う災害廃棄物処理に関する技術的援助	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村が行う災害廃棄物仮置場や仮設焼却炉の設置及びその運営などの災害廃棄物の処理に対して支援、助言を行う。 ・被災市町村が行う災害等廃棄物処理事業費国庫補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金申請事務について、支援、助言を行う。
災害廃棄物処理の進捗状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理実行計画で定めた処理スケジュールに沿って処理が進行しているか市町村等から情報収集し、必要に応じて支援、助言を行う。
他都道府県への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災都道府県から支援ニーズの情報収集を行う。 ・被災都道府県からの協力又は支援の要請に基づき、県内関係機関と調整を行う。

	・必要に応じて職員を派遣する。
--	-----------------

イ 市町村の役割

災害時における市町村の役割は災害廃棄物の処理であり、平常時においては、災害発生に備え、一般廃棄物処理施設の耐震化、仮置場候補地の選定等を行う。

(7) 災害予防

役割	内容
組織体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の組織体制、指揮命令系統、情報収集体制、連絡体制、他市町村及び関係団体との協力体制を整備する。
災害廃棄物処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化などを実施し、災害時に施設が機能不全に陥らないようにする。 ・一般廃棄物処理施設が被災した場合に備え、補修等に必要な資機材の備蓄を行う。 ・想定される災害規模に応じた仮置場候補地を選定するとともに、災害廃棄物の処理フロー等を検討する。

(4) 応急対応

役割	内容
被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の被害状況及び災害廃棄物の発生量等の情報を収集する。
関係機関への協力・支援の要請	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設、資機材等の状況、処理能力を確認し、災害廃棄物の処理に必要な人員、施設が不足するときは、県、市町村等に協力、支援の要請を行う。
実行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況から災害廃棄物の発生状況及び発生量を的確に把握し、処理スケジュール、処理フロー等を記載した実行計画を策定する。
災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時に選定した候補地から仮置場を設置し、管理、運営を行う。 ・仮置場に持ち込まれた災害廃棄物について、可能な限り再資源化等を図りながら処理を行う。 ・自ら処理できない災害廃棄物については、災害廃棄物の処理を委託する。
住民への広報、啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場に搬入を行う住民に対し、分別等への協力を求めるとともに、災害に便乗した廃棄物の持ち込み禁止を周知する。
補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に係る費用及び廃棄物処理施設の災害復旧に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の申請を行う。

他市町村への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の受入れや資機材の提供を行う。 ・必要に応じて職員を派遣する。
-------------	--

(ウ) 復旧・復興

役割	内容
関係機関への協力・支援の要請	<ul style="list-style-type: none"> ・広域処理の必要性について検討を行い、県等に広域的な協力・支援の要請を行う。
災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて仮設焼却炉等の設置、運営を行うなど、処理を行う。
他市町村への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の受入れや資機材の提供を行う。 ・必要に応じて職員を派遣する。

第2 災害廃棄物対策

1 災害予防（被害抑止・被害軽減）

(1) 組織体制、指揮命令系統の整備

本県に非常災害が発生した場合、災害対策基本法、岡山県災害対策本部条例（昭和37年岡山県条例第48号）及び岡山県災害本部規程（昭和57年岡山県・岡山県企業・岡山県教育委員会・岡山県警察訓令第2号）に基づき、知事を本部長とする岡山県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）を設置する。

県災害対策本部における組織体制、指揮命令系統は図2.1.1のとおりであり、災害廃棄物の処理に関する事務は環境文化部に設置される循環型社会推進班が所掌する。

循環型社会推進班は、循環型社会推進課長を班長とし、同課員が班の所掌事務を処理する。（実質的に循環型社会推進課の事務となるため、本計画においては、平常時も含め、同課が災害廃棄物に関する事務を処理するものとする。）

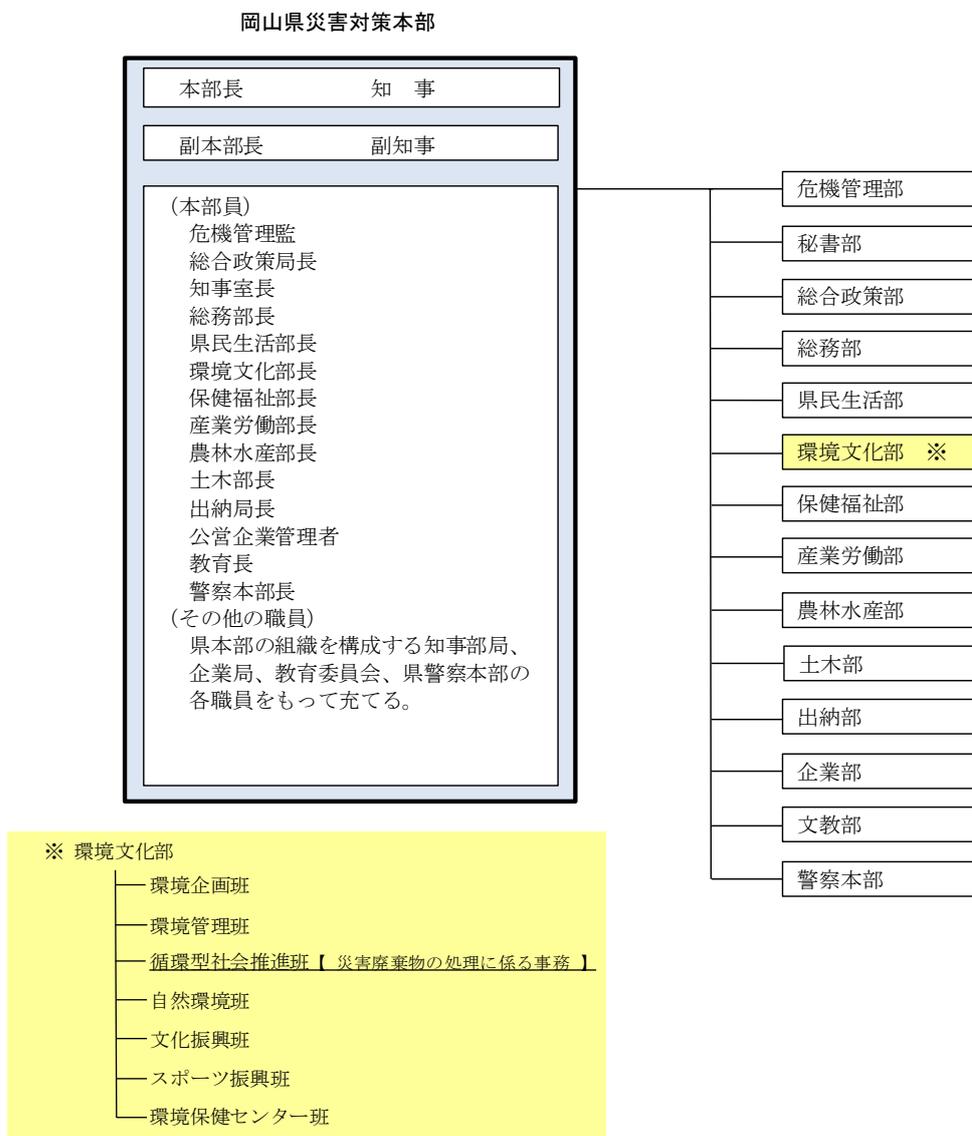


図2.1.1 非常災害時の組織体制、指揮命令系統

(2) 情報収集・連絡体制の整備

災害時において収集する情報は、災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物処理体制の構築、災害廃棄物処理の進捗管理などを目的とするものであり、具体的には表2.1.1のとおりである。

これらの情報のうち、建物被害状況、避難所の収容人数等については、市町村から県災害対策本部（岡山県総合防災情報システム）に報告された情報を利用し、廃棄物処理施設の被害状況等については、県県民局地域政策部環境課を經由して市町村、産業廃棄物処理業者等から、支援協定締結団体の被害状況については、循環型社会推進課が支援協定締結団体から直接情報収集する。

表2.1.1 収集する情報の内容

情報収集先	情報の内容	目的
市町村※ ¹	建物被害状況（倒壊、浸水棟数等）、 浸水範囲、避難所の収容人数	災害廃棄物発生量の推計
市町村※ ²	一般廃棄物処理施設（運搬車両、仮置 場等を含む。）の被害状況	災害廃棄物処理体制の構築
廃棄物処理業者※ ²	産業廃棄物処理施設の被害状況	
支援協定締結団体※ ³	団体会員の被害状況	
市町村※ ²	災害廃棄物の処理状況	災害廃棄物処理の進捗管理

※1 県災害対策本部から情報収集

※2 県県民局を經由して情報収集

※3 循環型社会推進課が情報収集

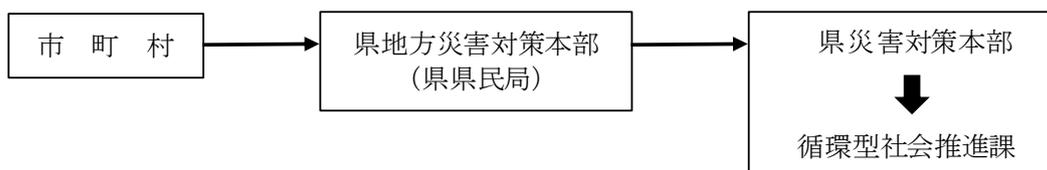


図2.1.2 建物被害等の情報収集システム

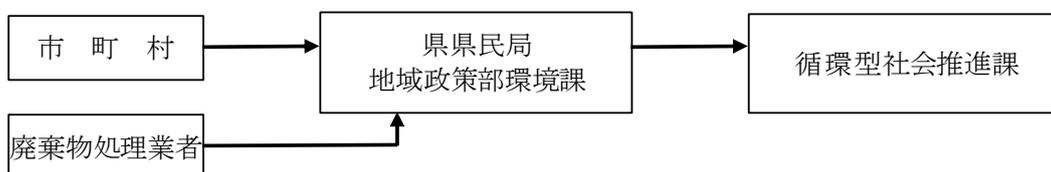


図2.1.3 廃棄物処理施設の被害状況等に関する情報収集システム

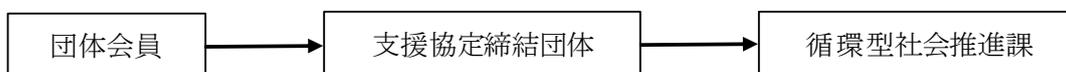


図2.1.4 支援協定締結団体の被害状況に関する情報収集システム

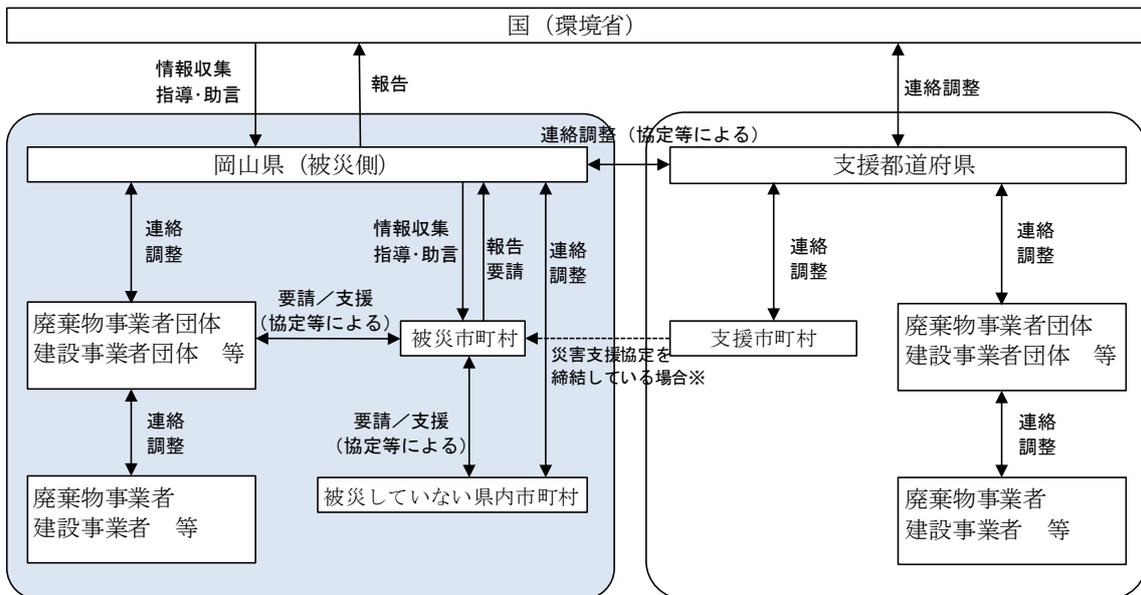
(3) 協力・支援体制の整備

災害廃棄物の処理については、県内での処理を基本とし、県内における協力・支援体制を整備するとともに、大規模災害時には、県域を越えて広域的に処理する必要が生じることが想定されるため、広域的な相互協力体制についても整備する。

県内における協力・支援体制については「岡山県及び県内各市町村の災害時相互」に基づき県内各市町村間の協力・支援の調整を行う。

また、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会との「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」及び岡山県環境整備事業協同組合との「災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定」に基づいて協力・支援の調整を行う。

県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び兵庫県との「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、広域的な協力・支援の調整を行う。



※政令指定都市間や姉妹都市関係にある市町村間では、直接協力・支援が行われる場合がある。

図2.1.5 災害廃棄物処理に係る協力・支援体制の概念図



※ 一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、岡山県環境整備事業協同組合

図2.1.6 支援協定締結団体との連絡・調整の手順

(4) 情報の整理

災害時に必要となる次のアからウまでの情報について整理し、全市町村に情報提供するとともに、市町村から必要な情報を得て、県、市町村とで情報の共有を行う。

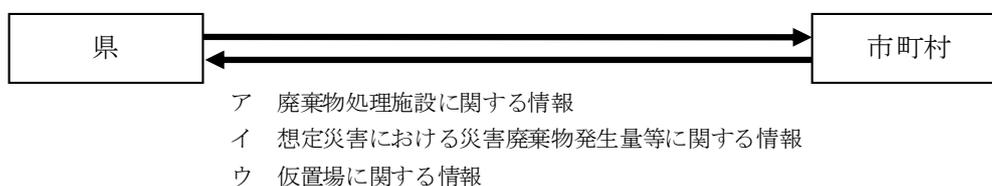


図2.1.7 県と市町村との情報の共有化

ア 廃棄物処理施設に関する情報

県内の一般廃棄物処理施設及び災害廃棄物の受入れ、処分が可能な産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況、受入れ条件等を把握して整理するとともに市町村に情報提供を行う。

イ 想定災害における災害廃棄物発生量等に関する情報

想定される災害における災害廃棄物発生量等の推計を行い、その結果を市町村に情報提供し、想定される災害における被害規模について県と市町村とで情報を共有する。

なお、岡山県地域防災計画で想定した南海トラフ巨大地震及び断層型地震における推計結果については、「岡山県災害廃棄物処理計画に係る基礎調査報告書」（平成27年3月岡山県環境文化部）として取りまとめており、その概要は表2.1.2から表2.1.10のとおりである。

表2.1.2 岡山県地域防災計画で想定する災害

	想定地震名	津波	季節・時間帯
1	南海トラフ巨大地震	堤防など直後破壊	冬18時
2	南海トラフ巨大地震	堤防など直後破壊	冬深夜
3	南海トラフ巨大地震	堤防など越流後破壊	冬18時
4	南海トラフ巨大地震	堤防など越流後破壊	冬深夜
5	山崎断層帯の地震	—	冬18時
6	那岐山断層帯の地震	—	冬18時
7	中央構造線断層帯の地震	—	冬18時
8	長者ヶ原断層－芳井断層の地震	—	冬18時
9	倉吉南方の推定断層の地震	—	冬18時
10	大立断層・田代峠－布江断層の地震	—	冬18時
11	鳥取県西部地震	—	冬18時

表 2.1.3 想定災害ごとの市区町村別災害廃棄物発生量（津波堆積物を除く。）

市区町村名	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬深夜	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬深夜	山崎断層帯の地震 冬18時	那岐山断層帯の地震 冬18時	中央構造線断層帯の地 震 冬18時	長者ヶ原断層一芳井断 層の地震 冬18時	名古屋南方の推定断層の 地震 冬18時	大立断層・田代峠一布 江断層の地震 冬18時	鳥取県西部地震 冬18時
岡山市	2,538,786	2,270,991	1,600,600	1,324,869	41,056	875	47,292	15,853	0	1,712	35
北区	423,910	391,355	416,991	384,434	3,398	315	14,860	8,035	0	428	33
中区	428,004	386,630	218,216	176,640	11,697	79	7,687	2,750	0	832	0
東区	469,546	452,301	255,127	237,573	18,713	389	14,192	802	0	417	0
南区	1,217,326	1,040,803	710,365	526,319	7,248	92	10,553	4,266	0	35	2
倉敷市	1,650,753	1,620,792	839,027	808,516	396	78	193,144	311,606	0	59	1
津山市	507	429	507	429	11,867	32,435	0	0	9	13,965	0
玉野市	249,852	249,521	126,848	126,515	723	0	5,677	962	0	0	0
笠岡市	334,238	333,983	76,643	76,388	0	0	6,371	56,577	0	0	0
井原市	39,335	39,179	39,335	39,179	0	0	0	17,050	0	0	0
総社市	48,504	48,250	48,504	48,250	0	0	0	101	0	0	0
高梁市	1,583	1,583	1,583	1,583	0	0	0	1,581	0	0	0
新見市	102	102	102	102	0	0	0	1	0	0	2,644
備前市	92,354	92,100	68,210	67,956	1,698	0	0	0	0	0	0
瀬戸内市	132,418	132,262	79,189	79,032	2,301	0	1,082	9	0	16	0
赤磐市	19,546	19,468	19,546	19,468	143	0	0	0	0	2	0
真庭市	1,266	1,266	1,266	1,266	1,142	6,808	0	1	27,042	52,795	6,958
美作市	151	151	151	151	86,788	124	0	0	0	6	0
浅口市	86,729	86,573	56,746	56,590	0	0	1,895	7,466	0	0	0
和气郡和气町	7,424	7,424	7,424	7,424	251	0	0	0	0	0	0
都窪郡早島町	11,210	10,898	11,210	10,898	28	0	2,617	3,077	0	3	3
浅口郡里庄町	10,746	10,746	5,785	5,785	0	0	0	1,364	0	0	0
小田郡矢掛町	21,141	21,063	21,141	21,063	0	0	0	4,362	0	0	0
真庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	9	18	263
苫田郡鏡野町	0	0	0	0	1,154	29,732	0	0	1,304	17,867	0
勝田郡勝央町	15	15	15	15	5,776	708	0	0	0	169	0
勝田郡奈義町	0	0	0	0	13,968	3,816	0	0	0	326	0
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	1,770	0	0	0	0	0	0
久米郡久米南町	25	25	25	25	0	0	0	0	0	1	0
久米郡美咲町	102	102	102	102	95	26	0	0	0	9	0
加賀郡吉備中央町	212	212	212	212	0	0	0	2	0	0	0
合計	5,247,000	4,947,232	3,004,268	2,695,916	169,157	74,602	258,078	420,011	28,364	86,948	9,903

単位：トン

黄色部：11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表2.1.4 想定災害ごとの市区町村別津波堆積物発生量

市区町村名	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬深夜	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬深夜
岡山市	2,399,338	2,399,338	247,390	247,390
北区	5,585	5,585	0	0
中区	256,728	256,728	370	370
東区	715,798	715,798	220,097	220,097
南区	1,421,227	1,421,227	26,923	26,923
倉敷市	682,726	682,726	32,962	32,962
津山市				
玉野市	230,491	230,491	34,366	34,366
笠岡市	412,843	412,843	11,698	11,698
井原市				
総社市				
高梁市				
新見市				
備前市	33,014	33,014	23,482	23,482
瀬戸内市	201,394	201,394	92,004	92,004
赤磐市				
真庭市				
美作市				
浅口市	58,142	58,142	1,574	1,574
和気郡和気町				
都窪郡早島町				
浅口郡里庄町	1,910	1,910	0	0
小田郡矢掛町				
真庭郡新庄村				
苫田郡鏡野町				
勝田郡勝央町				
勝田郡奈義町				
英田郡西粟倉村				
久米郡久米南町				
久米郡美咲町				
加賀郡吉備中央町				
合計	4,019,858	4,019,858	443,474	443,474

単位：トン

黄色部：津波が発生する4ケースにおける当該市区町村の最大値

表2.1.5 想定災害ごとの市区町村別仮置場必要面積

市区町村名	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬深夜	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬深夜	山崎断層帯の地震 冬18時	那岐山断層帯の地震 冬18時	中央構造線断層帯の地 震 冬18時	長者ヶ原断層一芳井断 層の地震 冬18時	倉吉南方の推定断層の 地震 冬18時	大立断層・田代峠一布 江断層の地震 冬18時	鳥取県西部地震 冬18時
岡山市	919,889	871,542	400,753	350,545	9,739	190	11,250	3,729	0	389	8
北区	100,229	94,300	97,810	91,880	782	65	3,533	1,891	0	92	8
中区	135,122	127,593	49,842	42,269	2,778	15	1,826	646	0	192	0
東区	209,310	206,187	90,140	86,943	4,465	93	3,387	189	0	98	0
南区	475,228	443,479	162,980	129,471	1,714	17	2,505	1,003	0	7	0
倉敷市	486,440	481,003	203,340	197,786	80	14	46,121	74,343	0	11	0
津山市	117	103	117	103	2,823	7,736	0	0	2	3,326	0
玉野市	91,288	91,228	35,012	34,952	173	0	1,353	229	0	0	0
笠岡市	136,453	136,406	19,912	19,866	0	0	1,521	13,514	0	0	0
井原市	9,396	9,367	9,396	9,367	0	0	0	4,070	0	0	0
総社市	11,578	11,532	11,578	11,532	0	0	0	22	0	0	0
高梁市	378	378	378	378	0	0	0	375	0	0	0
新見市	24	24	24	24	0	0	0	0	0	0	631
備前市	26,589	26,543	19,511	19,464	406	0	0	0	0	0	0
瀬戸内市	59,239	59,211	31,528	31,499	550	0	258	2	0	3	0
赤磐市	4,669	4,655	4,669	4,655	34	0	0	0	0	0	0
真庭市	303	303	303	303	273	1,623	0	0	6,459	12,604	1,661
美作市	36	36	36	36	20,722	30	0	0	0	1	0
浅口市	28,692	28,664	13,774	13,746	0	0	453	1,783	0	0	0
和气郡和气町	1,775	1,775	1,775	1,775	60	0	0	0	0	0	0
都窪郡早島町	2,662	2,606	2,662	2,606	7	0	625	734	0	1	0
浅口郡里庄町	2,831	2,831	1,383	1,383	0	0	0	325	0	0	0
小田郡矢掛町	5,050	5,036	5,050	5,036	0	0	0	1,042	0	0	0
真庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	63
苫田郡鏡野町	0	0	0	0	276	7,104	0	0	311	4,267	0
勝田郡勝央町	4	4	4	4	1,381	169	0	0	0	40	0
勝田郡奈義町	0	0	0	0	3,335	912	0	0	0	78	0
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	423	0	0	0	0	0	0
久米郡久米南町	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0
久米郡美咲町	24	24	24	24	23	6	0	0	0	2	0
加賀郡吉備中央町	51	51	51	51	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,787,495	1,733,344	761,305	705,159	40,306	17,785	61,582	100,169	6,774	20,726	2,364

単位：m²

黄色部：11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表2.1.6 想定災害ごとの市区町村別し尿発生量（当日及び1日後）

市区町村名	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬深夜	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬深夜	山崎断層帯の地震 冬18時	那岐山断層帯の地震 冬18時	中央構造線断層帯の地 震 冬18時	長ヶヶ原断層一芳井断 層の地震 冬18時	倉吉南方の推定断層の 地震 冬18時	大立断層・田代峠一布 江断層の地震 冬18時	鳥取県西部地震 冬18時
岡山市	185,786	180,334	47,345	36,212	738	20	886	394	0	34	0
北区	11,949	10,581	10,516	9,146	82	9	308	219	0	12	0
中区	30,925	29,531	5,119	3,565	211	3	146	63	0	17	0
東区	34,184	33,772	9,852	9,175	311	5	240	17	0	5	0
南区	108,729	106,451	21,859	14,324	134	3	192	95	0	0	0
倉敷市	132,277	131,388	23,564	22,469	12	0	3,364	6,093	0	0	0
津山市	9	7	9	7	187	496	0	0	0	250	0
玉野市	21,971	21,961	5,224	5,216	14	0	87	19	0	0	0
笠岡市	20,041	20,035	1,819	1,812	0	0	41	794	0	0	0
井原市	648	643	648	643	0	0	0	269	0	0	0
総社市	904	896	904	896	0	0	0	3	0	0	0
高梁市	29	27	29	27	0	0	0	27	0	0	0
新見市	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	34
備前市	6,214	6,208	4,491	4,486	22	0	0	0	0	0	0
瀬戸内市	7,007	7,002	2,960	2,953	39	0	19	0	0	0	0
赤磐市	294	292	294	292	2	0	0	0	0	0	0
真庭市	19	19	19	19	17	95	0	0	376	792	88
美作市	3	2	3	2	1,284	2	0	0	0	0	0
浅口市	6,220	6,215	1,268	1,263	0	0	32	128	0	0	0
和气郡和气町	117	116	117	116	3	0	0	0	0	0	0
都窪郡早島町	235	221	235	221	0	0	49	58	0	0	0
浅口郡里庄町	1,142	1,141	107	105	0	0	0	26	0	0	0
小田郡矢掛町	332	330	332	330	0	0	0	65	0	0	0
真庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
苫田郡鏡野町	0	0	0	0	17	513	0	0	15	269	0
勝田郡勝央町	0	0	0	0	90	10	0	0	0	2	0
勝田郡奈義町	0	0	0	0	253	65	0	0	0	5	0
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0
久米郡久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米郡美咲町	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
加賀郡吉備中央町	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
合計	383,253	376,841	89,372	77,071	2,706	1,202	4,478	7,874	391	1,352	126

単位：リットル／日

黄色部：11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表2.1.7 想定災害ごとの市区町村別仮設トイレ必要数（当日及び1日後）

市区町村名	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬深夜	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬深夜	山崎断層帯の地震 冬18時	那岐山断層帯の地震 冬18時	中央構造線断層帯の地 震 冬18時	長ヶヶ原断層一芳井断 層の地震 冬18時	倉吉南方の推定断層の 地震 冬18時	大立断層・田代峠一布 江断層の地震 冬18時	鳥取県西部地震 冬18時
岡山市	3,716	3,607	947	724	15	0	18	8	0	1	0
北区	239	212	210	183	2	0	6	4	0	0	0
中区	618	591	102	71	4	0	3	1	0	0	0
東区	684	675	197	183	6	0	5	0	0	0	0
南区	2,175	2,129	437	286	3	0	4	2	0	0	0
倉敷市	2,646	2,628	471	449	0	0	67	122	0	0	0
津山市	0	0	0	0	4	10	0	0	0	5	0
玉野市	439	439	104	104	0	0	2	0	0	0	0
笠岡市	401	401	36	36	0	0	1	16	0	0	0
井原市	13	13	13	13	0	0	0	5	0	0	0
総社市	18	18	18	18	0	0	0	0	0	0	0
高梁市	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0
新見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
備前市	124	124	90	90	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内市	140	140	59	59	1	0	0	0	0	0	0
赤磐市	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0
真庭市	0	0	0	0	0	2	0	0	8	16	2
美作市	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0
浅口市	124	124	25	25	0	0	1	3	0	0	0
和気郡和気町	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
都窪郡早島町	5	4	5	4	0	0	1	1	0	0	0
浅口郡里庄町	23	23	2	2	0	0	0	1	0	0	0
小田郡矢掛町	7	7	7	7	0	0	0	1	0	0	0
真庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
苫田郡鏡野町	0	0	0	0	0	10	0	0	0	5	0
勝田郡勝央町	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
勝田郡奈義町	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
久米郡久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米郡美咲町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加賀郡吉備中央町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7,665	7,537	1,787	1,541	54	24	90	157	8	27	3

単位：基

黄色部：11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表2.1.8 想定災害ごとの市区町村要焼却廃棄物量

市区町村名	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬深夜	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬深夜	山崎断層帯の地震 冬18時	那岐山断層帯の地震 冬18時	中央構造線断層帯の地 震 冬18時	長ヶヶ原断層一芳井断 層の地震 冬18時	倉吉南方の推定断層の 地震 冬18時	大立断層・田代峠一布 江断層の地震 冬18時	鳥取県西部地震 冬18時
岡山市	407,363	408,439	238,374	238,137	7,149	98	8,334	2,662	0	246	6
北区	70,368	70,335	69,122	69,090	517	25	2,612	1,352	0	46	6
中区	69,567	69,548	31,791	31,750	2,046	0	1,346	459	0	127	0
東区	81,348	81,386	42,752	42,735	3,340	70	2,534	134	0	70	0
南区	186,081	187,170	94,708	94,563	1,245	3	1,842	716	0	2	0
倉敷市	291,591	291,624	145,435	145,414	26	0	34,585	55,590	0	0	0
津山市	77	77	77	77	2,090	5,779	0	0	0	2,473	0
玉野市	44,900	44,900	22,759	22,759	130	0	1,010	170	0	0	0
笠岡市	60,117	60,117	13,750	13,750	0	0	1,141	10,143	0	0	0
井原市	7,052	7,052	7,052	7,052	0	0	0	3,049	0	0	0
総社市	8,671	8,671	8,671	8,671	0	0	0	11	0	0	0
高梁市	285	285	285	285	0	0	0	275	0	0	0
新見市	18	18	18	18	0	0	0	0	0	0	471
備前市	16,578	16,578	12,232	12,232	306	0	0	0	0	0	0
瀬戸内市	23,807	23,807	14,226	14,226	414	0	193	0	0	1	0
赤磐市	3,504	3,504	3,504	3,504	26	0	0	0	0	0	0
真庭市	228	228	228	228	206	1,211	0	0	4,846	9,443	1,246
美作市	27	27	27	27	15,534	22	0	0	0	0	0
浅口市	15,583	15,583	10,186	10,186	0	0	341	1,336	0	0	0
和気郡和気町	1,336	1,336	1,336	1,336	45	0	0	0	0	0	0
都窪郡早島町	1,962	1,962	1,962	1,962	5	0	468	549	0	0	0
浅口郡里庄町	1,934	1,934	1,041	1,041	0	0	0	242	0	0	0
小田郡矢掛町	3,791	3,791	3,791	3,791	0	0	0	782	0	0	0
真庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	47
苫田郡鏡野町	0	0	0	0	208	5,338	0	0	233	3,201	0
勝田郡勝央町	3	3	3	3	1,040	128	0	0	0	29	0
勝田郡奈義町	0	0	0	0	2,500	687	0	0	0	58	0
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	319	0	0	0	0	0	0
久米郡久米南町	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0
久米郡美咲町	18	18	18	18	17	5	0	0	0	0	0
加賀郡吉備中央町	38	38	38	38	0	0	0	0	0	0	0
合計	888,892	889,998	485,021	484,761	30,014	13,267	46,071	74,811	5,080	15,454	1,769

単位：トン

黄色部：11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表2.1.9 想定災害ごとの市区町村要埋立廃棄物量

市区町村名	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン1(直後破壊) 冬深夜	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 パターン2(越流後破壊) 冬深夜	山崎断層帯の地震 冬18時	那岐山断層帯の地震 冬18時	中央構造線断層帯の地 震 冬18時	長ヶヶ原断層一芳井断 層の地震 冬18時	倉吉南方の推定断層の 地震 冬18時	大立断層・田代峠一布 江断層の地震 冬18時	鳥取県西部地震 冬18時
岡山市	255,370	222,278	105,530	72,105	1,918	59	2,178	761	0	92	2
北区	21,836	17,915	21,246	17,325	171	20	681	379	0	25	2
中区	35,307	30,248	13,055	7,980	546	10	358	134	0	44	0
東区	58,291	56,157	23,857	21,709	855	18	646	40	0	21	0
南区	139,936	117,963	47,376	25,096	346	11	494	208	0	3	0
倉敷市	110,751	107,111	41,748	38,070	31	10	8,751	14,233	0	6	0
津山市	29	19	29	19	547	1,479	0	0	1	640	0
玉野市	22,794	22,760	7,452	7,418	33	0	260	45	0	0	0
笠岡市	35,696	35,671	4,047	4,022	0	0	289	2,560	0	0	0
井原市	1,783	1,763	1,783	1,763	0	0	0	774	0	0	0
総社市	2,202	2,178	2,202	2,178	0	0	0	7	0	0	0
高梁市	71	71	71	71	0	0	0	74	0	0	0
新見市	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	121
備前市	5,819	5,795	4,256	4,232	76	0	0	0	0	0	0
瀬戸内市	16,042	16,021	8,177	8,157	104	0	50	1	0	1	0
赤磐市	886	876	886	876	6	0	0	0	0	0	0
真庭市	57	57	57	57	51	313	0	0	1,224	2,396	315
美作市	7	7	7	7	3,938	6	0	0	0	1	0
浅口市	6,823	6,803	2,646	2,625	0	0	85	339	0	0	0
和気郡和気町	334	334	334	334	11	0	0	0	0	0	0
都窪郡早島町	531	490	531	490	1	0	119	140	0	0	0
浅口郡里庄町	579	579	260	260	0	0	0	62	0	0	0
小田郡矢掛町	958	948	958	948	0	0	0	197	0	0	0
真庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12
苫田郡鏡野町	0	0	0	0	52	1,345	0	0	59	809	0
勝田郡勝央町	1	1	1	1	260	32	0	0	0	8	0
勝田郡奈義町	0	0	0	0	635	172	0	0	0	15	0
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0
久米郡久米南町	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
久米郡美咲町	5	5	5	5	4	1	0	0	0	1	0
加賀郡吉備中央町	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0
合計	460,754	423,787	180,999	143,658	7,747	3,416	11,732	19,194	1,285	3,970	450

単位：トン

黄色部：11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表2.1.10 想定災害ごとの処理必要年数

	南海トラフ巨大地震 ハタラーン1(直後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 ハタラーン1(直後破壊) 冬深夜	南海トラフ巨大地震 ハタラーン2(越流後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 ハタラーン2(越流後破壊) 冬深夜	山崎断層帯の地震 冬18時	那岐山断層帯の地震 冬18時	中央構造線断層帯の地 震 冬18時	長ヶヶ断層帯一芳井断 層の地震 冬18時	倉吉南方の推定断層の 地震 冬18時	大立断層・田代峠一布 江断層の地震 冬18時	鳥取県西部地震 冬18時
○焼却量[トン]	888,892	889,998	485,021	484,761	30,014	13,267	46,071	74,811	5,080	15,454	1,769
○焼却処理相当年数											
低位シナリオ	36	36	20	20	2	1	2	3	1	1	1
中位シナリオ	15	15	8	8	1	1	1	2	1	1	1
高位シナリオ	8	8	5	5	1	1	1	1	1	1	1
○仮設焼却処理量[トン]※											
低位シナリオ	818,437	819,543	414,566	414,306	0	0	0	0	0	0	0
中位シナリオ	713,018	714,125	309,147	308,888	0	0	0	0	0	0	0
高位シナリオ	529,219	530,325	125,348	125,088	0	0	0	0	0	0	0
○仮設焼却炉数[基]※											
低位シナリオ	15	15	8	8	0	0	0	0	0	0	0
中位シナリオ	13	13	6	6	0	0	0	0	0	0	0
高位シナリオ	10	10	3	3	0	0	0	0	0	0	0
○埋立量[トン]	460,754	423,787	180,999	143,658	7,747	3,416	11,732	19,194	1,285	3,970	450
○埋立処理相当年数											
低位シナリオ	22	20	9	7	1	1	1	1	1	1	1
中位シナリオ	11	10	5	4	1	1	1	1	1	1	1
高位シナリオ	6	5	3	2	1	1	1	1	1	1	1
○埋立余剰量[トン]※											
低位シナリオ	395,860	358,894	116,106	78,765	0	0	0	0	0	0	0
中位シナリオ	330,967	294,000	51,213	13,872	0	0	0	0	0	0	0
高位シナリオ	201,181	164,214	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○再資源化量[トン]	8,210,547	7,947,005	2,941,779	2,670,942	141,300	62,297	215,479	350,693	23,676	72,623	8,268

※ 3年間で処理する場合の試算。仮設焼却炉100トン/日・基、稼働日数560日（2年）を想定

【低位・中位・高位シナリオについて】

廃棄物処理施設が被災し、被災後1年間は処理能力が低下することを想定して、現状の稼働状況に対する負荷を考慮して安全側となる低位シナリオ、処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、また、その中間シナリオを設定している。

図2.1.8は、想定される被害のうち災害廃棄物発生量が最大となる南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の処理フローを東日本大震災における宮城県及び岩手県における実績値を基に作成したものである。

このケースでは、可燃物の焼却を県内の既存の廃棄物処理施設のみで行う場合、最短でも処理完了までに8年を要し、3年間で処理を完了させようとした場合には、仮設焼却炉（処理能力100トン／日）が最小でも10基設置する必要がある。

一方、コンクリートがら（がれき類）及び柱角材（木くず）については、県内の既存の産業廃棄物処理施設（破碎施設）の処理能力の合計が、それぞれ約47,600トン／日及び約10,700トン／日であり、その処理能力の10%しか災害廃棄物を受け入れないと仮定しても、約1.5年で処理が完了する計算となり、産業廃棄物処理施設を活用することにより県内での処理が十分に可能と考えられる。

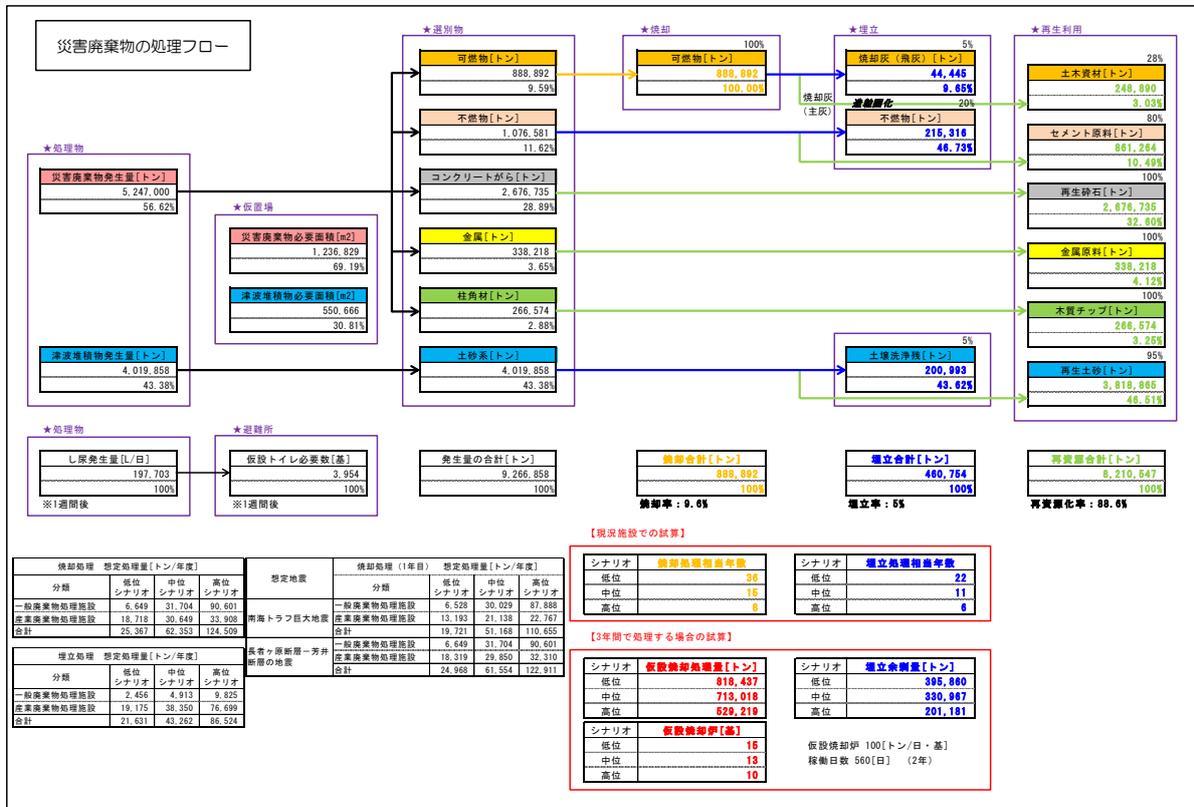


図2.1.8 南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の処理フロー例

ウ 仮置場に関する情報

災害時に災害廃棄物の仮置場として利用可能な県有地を選定し、優先順位付けを行い、利用条件等を整理した上で市町村に情報提供する。

なお、仮置場には、被災住民が直接災害廃棄物を搬入する場所、手作業、重機等により分別・選別作業を行う場所など、場所によりその役割に違いがあるため、本計画においては仮置場を表2.1.11のとおり分類し、定義する。

また、一つの場所が複数の種類の仮置場の役割を担う場合には、例えば「一次・二次仮置場」、「集積所・一次・二次仮置場」などと呼ぶこととする。

表2.1.11 仮置場の分類

名称	役割
集積所	被災住民が災害廃棄物を直接搬入する場所であり、手作業による簡単な分別作業は行うが、重機等による作業は行わない。
一次仮置場	手作業、重機等による分別・選別作業（簡単な破碎作業を含む。）を行い、基本的な分別・選別を完了させる場所。集積所又は解体・撤去現場から搬入される。
二次仮置場	二次仮置場から搬入された災害廃棄物を集積し、中間処理（破碎、焼却等）する場所。

仮置場の役割を含めて、災害廃棄物の処理の流れを図示すると図2.1.9のとおりとなる。この図において「中間処理場」、「最終処分場」とは、平常時から廃棄物の中間処理、再資源化、埋立処分を行っている場所である。

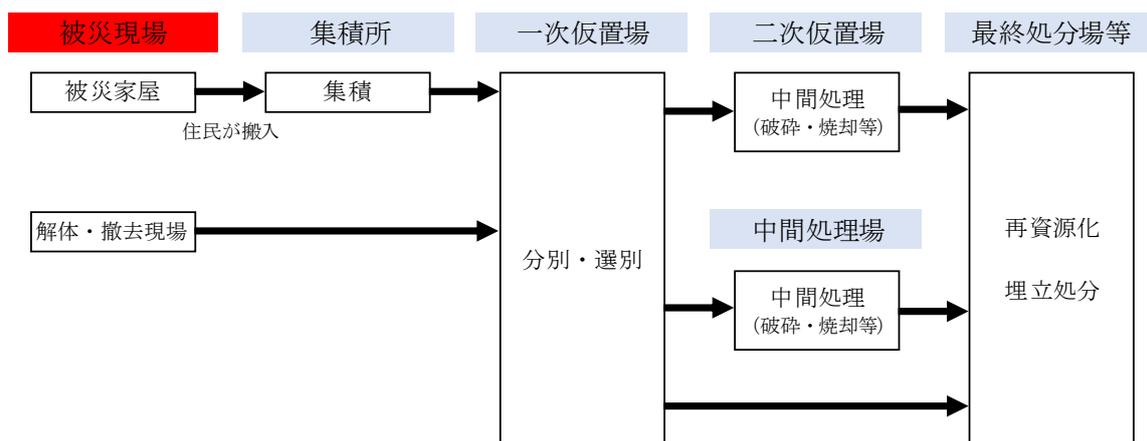


図2.1.9 災害廃棄物の処理における仮置場の役割

仮置場候補地の選定手順は、図2.1.10のとおりである。

なお、県が設置、又は市町村に使用許可する仮置場は、一次又は二次仮置場としての利用が可能であるものとする。

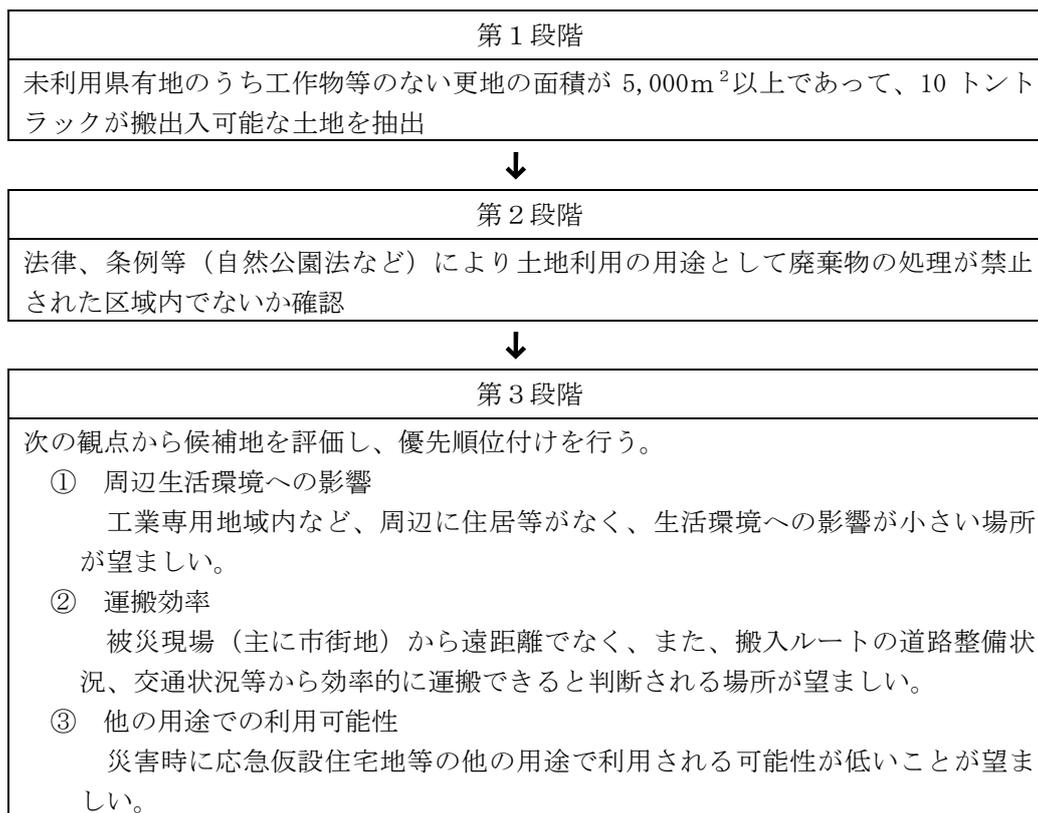


図2. 1. 10 仮置場候補地の選定手順

順位	名称	所在地	用途	留意点
1	○○工業団地	倉敷市西中新田	一次仮置場	24 時間作業可能
2	▲▲学校跡地グラウンド	岡山市北区内山下	一次仮置場	夜間作業不可
3	●●公園	玉野市宇野	二次仮置場	夜間作業不可
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

図2. 1. 11 仮置場候補地リストの作成例

(5) 市町村が行う一般廃棄物処理施設整備に関する技術的援助

市町村が循環型社会形成推進交付金等を活用して行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、既存の施設については耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等が図られ、新設の施設については、耐震性、浸水対策等に配慮した施設となるよう助言等を行う。

(6) 職員に対する教育・訓練

災害時に本計画が有効に機能するよう、平常時から本計画の記載内容について職員に周知するとともに、市町村職員を含めて定期的に研修会、図上訓練等を行う。

また、市町村職員を対象として、市町村災害廃棄物処理計画に盛り込むべき事項や留意点などについての説明会等を開催する。

さらに、災害時に被災市町村等へ派遣することを目的として、災害廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者をリストアップし、継続的に更新する。

2 応急対応

応急対応を実施する時期は、人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要があり、被害状況の全貌が明らかになっていない時期である。

応急対応段階及び復旧・復興段階において行う事務の概要を時系列順に整理すると図2.2.1のとおりとなる。

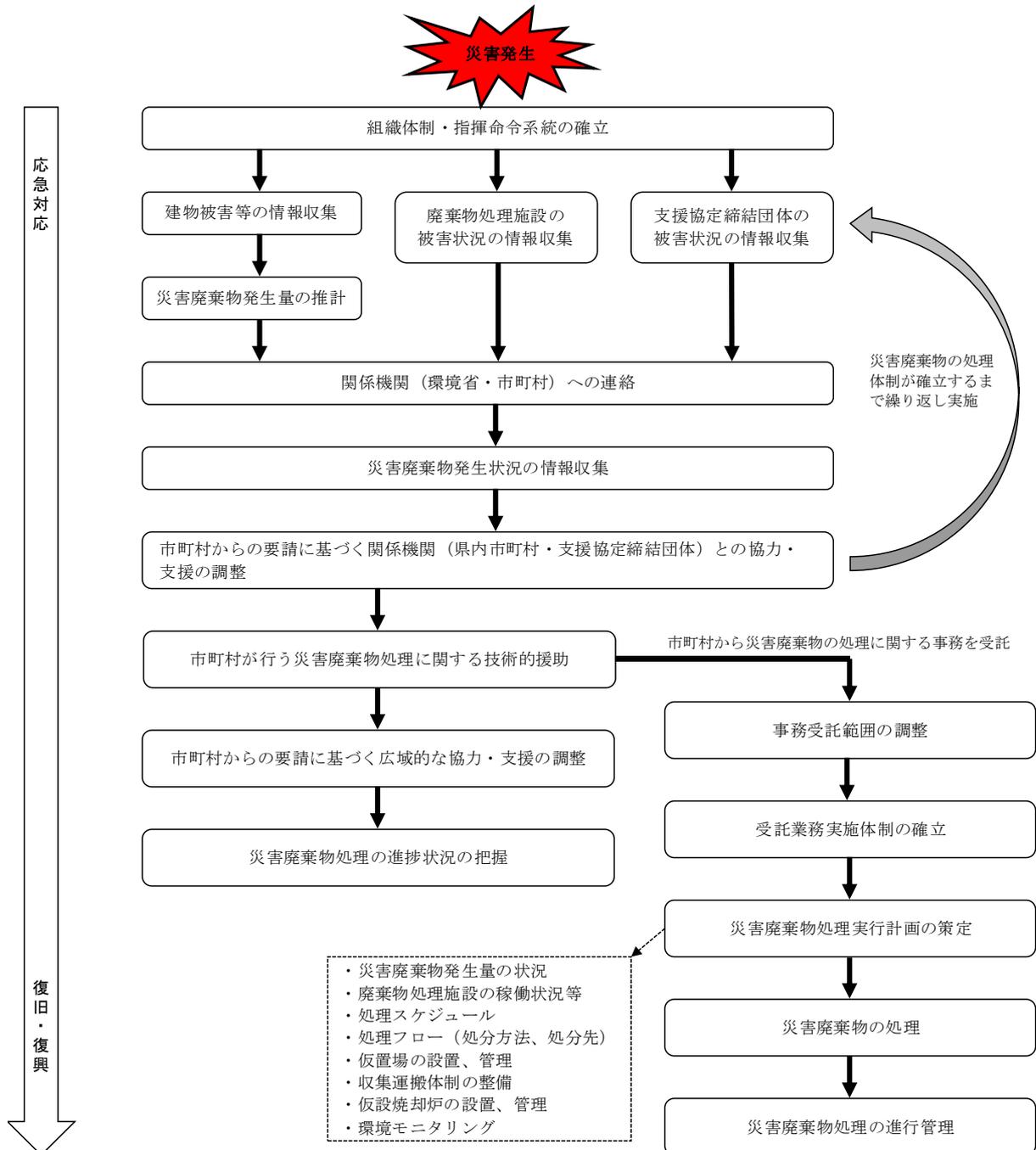


図2.2.1 応急対応段階及び復旧・復興段階における事務の概要

(1) 組織体制、指揮命令系統の確立

災害発生後、1の(1)のとおり県災害対策本部が設置され、災害廃棄物の処理に関する事務は、環境文化部循環型社会推進課が担当する。このため、災害廃棄物の処理に関する事務について、循環型社会推進課長を統括責任者、同課一般廃棄物班長を主担当者、資源循環推進班長及び産業廃棄物班長を副担者とし、各班員は所属班長の指示により事務を行うものとする。

なお、市町村から地方自治法に基づき災害廃棄物の処理に関する事務を受託した場合は、仮置場、仮設焼却炉の設置等の建設工事を行うことがあるため、土木・建築職を含めた組織体制とする。

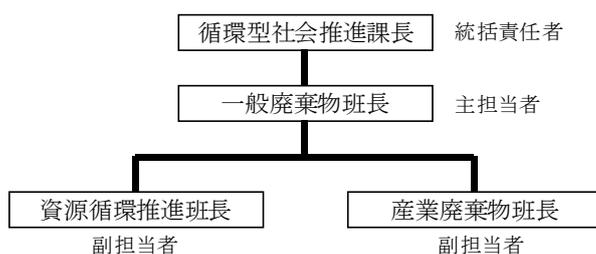


図2.2.2 循環型社会推進課における災害時の事務処理体制

(2) 廃棄物処理施設等の被害状況の情報収集

災害発生後、1の(2)の情報収集系統に従い、建物被害、廃棄物処理施設の被害状況等の情報収集を行う。

これらの情報収集は、廃棄物処理施設の被害状況及び災害廃棄物の発生量の把握が完了し、災害廃棄物の処理体制が確立されるまで繰り返し行う。

ア 建物被害等

建物被害（倒壊、焼失、浸水等）状況については、市町村から岡山県災害対策本部に報告された被害情報を収集する。具体的には、岡山県総合防災情報システムに登録された情報により把握する。

イ 浸水範囲

浸水範囲については、国土地理院が公表する浸水面積等により把握する。

ウ 避難所収容人数

避難所に収容されている人数については、アと同様に、岡山県総合防災情報システムに登録された避難所情報により把握する。

エ 一般廃棄物処理施設の被害

市町村及び一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設の被害状況については、県

県民局地域政策部環境課が市町村等から情報収集し、県民局は循環型社会推進課に報告する。

オ 産業廃棄物処理施設の被害

災害廃棄物の処理が可能な産業廃棄物処理施設の被害状況については、県民局地域政策部環境課が産業廃棄物処理施設設置者から情報収集し、県民局地域政策部環境課は循環型社会推進課に報告する。

カ 仮置場候補地の被害

県の仮置場候補地の被害状況については、当該候補地の管理担当課から循環型社会推進課が情報収集する。

キ 支援協定締結団体の被害

支援協定締結団体の会員の被害状況については、循環型社会推進課が当該団体から情報収集する。

(3) 災害廃棄物発生量等の推計

災害発生後、仮置場への災害廃棄物の搬入が進んでいない初期段階においては、建物被害状況等から災害廃棄物発生量等を推計し、その結果を基に処理体制構築の検討を行う。

ア 災害廃棄物（津波堆積物を除く。）発生量

災害廃棄物（津波堆積物を除く。）発生量は、建物被害棟数から次の式及び図2.2.3の手順により推計する。

$$\text{災害廃棄物発生量（トン）} = \text{建物被害棟数（棟）} \times \text{発生源単位（トン／棟）}$$

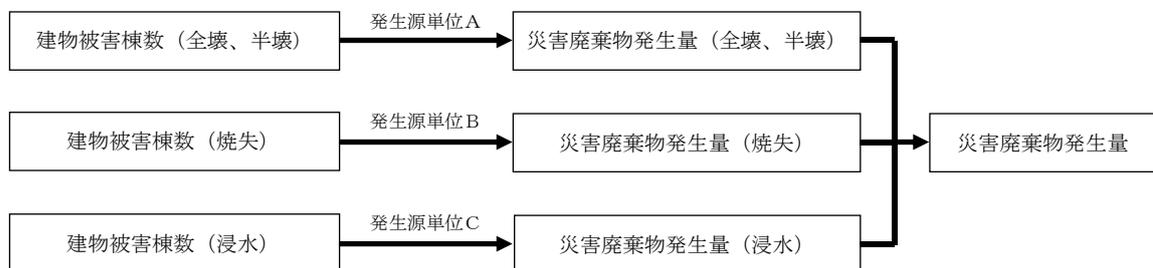


図2.2.3 災害廃棄物発生量の推計手順

表2.2.1 発生源単位A (棟/トン)

種類	割合	全壊	半壊
可燃物	18%	21.1	4.1
不燃物	18%	21.1	4.1
コンクリートがら	52%	60.8	12.0
金属	6.6%	7.7	1.5
柱角材	5.4%	6.3	1.2
計		117	23

表2.2.2 発生源単位B (棟/トン)

種類	割合		焼失	
	木造	非木造	木造	非木造
可燃物	0.1%	0.1%	0.1	0.1
不燃物	65%	20%	50.7	19.6
コンクリートがら	31%	76%	24.2	74.5
金属	4%	4%	3.1	3.9
柱角材	0%	0%	0.0	0.0
計			78	98

表2.2.3 発生源単位C (棟/トン)

種類	割合	床上浸水	床下浸水
可燃物	18%	0.8	0.1
不燃物	18%	0.8	0.1
コンクリートがら	52%	2.4	0.3
金属	6.6%	0.3	0.0
柱角材	5.4%	0.2	0.0
計		4.6	0.62

イ 津波堆積物発生量

津波堆積物発生量については、次の式により推計する。

なお、発生源単位は、東日本大震災における宮城県及び岩手県での発生量を用いる。

$$\text{津波堆積物発生量 (トン)} = \text{津波浸水面積 (m}^2\text{)} \times 0.024 \text{ (トン/m}^2\text{)} \text{ ※}$$

※発生源単位

ウ 仮置場必要面積

仮置場必要面積については、ア及びイで推計した災害廃棄物発生量を基に次式により推計する。

なお、災害廃棄物は順次処理を進めるため、仮置場として必要とされる面積の全てを一度に確保する必要はないことから、仮置場面積の50%を仮置場必要面積とする。

$$\text{仮置場面積 (m}^2\text{)} = \text{災害廃棄物発生量 (トン)} \div \text{見かけ比重 (トン/m}^3\text{)} \div \text{積上げ高さ (m)} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

見かけ比重：可燃物0.4 (トン/m³)、津波堆積物1.46 (トン/m³)、それ以外1.1 (トン/m³)

積上げ高さ：5 m、作業スペース割合：1

$$\text{仮置場必要面積 (m}^2\text{)} = \text{仮置場面積 (m}^2\text{)} \times 50\%$$

エ し尿発生量

災害発生時の避難所におけるし尿発生量については、次式により推計する。

$$\text{し尿発生量} = \text{避難所収容人数 (人)} \times 1.7 \text{ (リットル/人)} \text{ ※}$$

※1人1日当たりのし尿排出量

(4) 関係機関への連絡

建物被害等の情報、廃棄物処理施設の被害情報及び災害廃棄物発生量推計値については、国の災害廃棄物対策の窓口となる環境省中国四国地方環境事務所に適時連絡するとともに、県内全市町村及び県の支援協定締結団体に連絡し、協力・支援の調整に備える。

(5) 災害廃棄物発生状況の情報収集

災害廃棄物の発生量については、前記(3)において建物被害状況等から推計を行っているが、これは簡易な式によるものであり、現実の発生量との乖離もあり得ることから、被災現場や仮置場で確認された実際の災害廃棄物の発生状況等について、市町村から情報収集し、より精度の高い発生量の把握に努める。

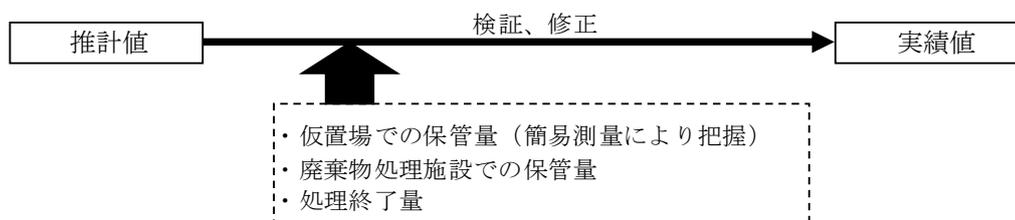


図2.2.4 災害廃棄物発生量の検証手順

(6) 市町村からの要請に基づく関係機関との協力・支援の調整

県内で発生した災害廃棄物については、県内での処理を基本とし、市町村から災害廃棄物の処理について協力・支援の要請があった場合には、県内の被災していない一般廃棄物処理施設における受入調整、県の支援協定締結団体である一般社団法人岡山県産業廃棄物協会及び岡山県環境整備事業協同組合との協力・支援の調整を行う。

協力・支援要請の必要性については、災害廃棄物発生量、処理スケジュール等を考慮して、図2.2.5のとおり判断する。

なお、処理完了期限については、最長でも災害発生時点から3年以内とし、具体的には、災害発生後に被災状況、災害廃棄物発生量等を考慮して設定する。

また、国が災害廃棄物処理指針を策定した場合には、当該指針において定められた処理完了期限内の期間において設定する。

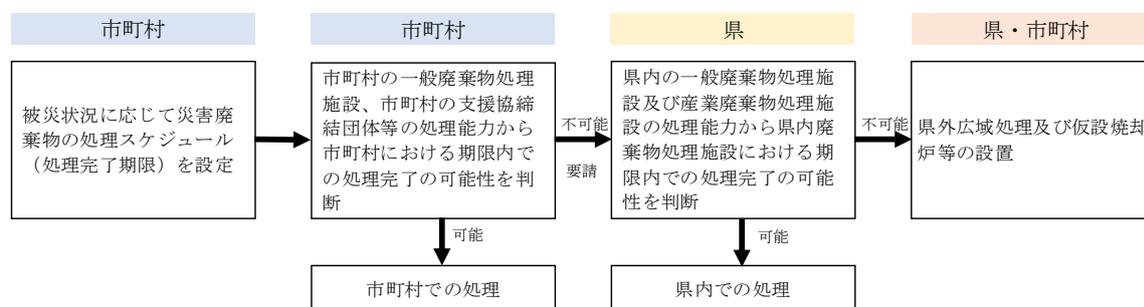


図2.2.5 協力・支援要請の判断基準

(7) 市町村が行う災害廃棄物処理に関する技術的援助

市町村が行う災害廃棄物の処理に対して、適正な処理であること、円滑かつ迅速な処理であること、最大限に再生利用、減量化等が図られた処理であることなどの観点から、仮置場の設置、管理に関すること、分別、再資源化等に関すること、災害に便乗した不適正処理の監視・指導に関することなどについて、助言、支援等を行う。

(8) 災害廃棄物の処理に関する事務の受託

災害廃棄物の処理主体である市町村が災害により甚大な被害を受けた場合、市町村による災害廃棄物の処理が困難となる場合がある。このような場合、市町村は地方自治法に基づいて県に事務を委託することが可能であり、県は、市町村の被害状況、災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難であると認められる場合には、災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、県が処理を代行する。

ア 事務受託手続

事務を受託する場合、地方自治法第252条の14の規定により市町村との協議の上、規約を定める必要がある。また、規約については、県及び市町村、双方の議会の議決

が必要である。

なお、市町村の事務負担を軽減するため、災害廃棄物の種類、量が変化しても対応できる包括的な規約とし、詳細は別途協議により対応することが望ましい。

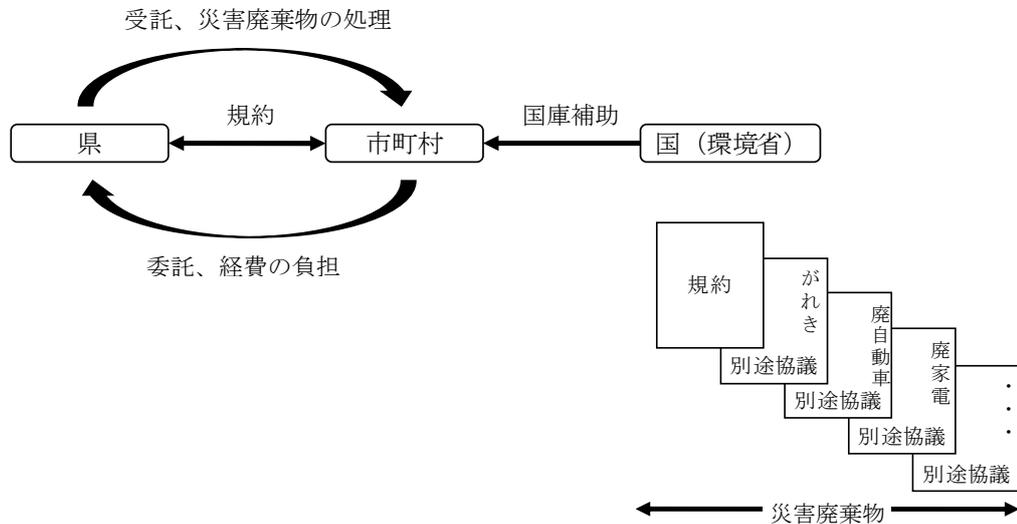


図 2.2.6 事務委託手順

また、委託に係る具体的な事務の内容については、表2.2.4のようなものが想定される。

表2.2.4 委託事務の内容

災害廃棄物の収集運搬
仮置場の設置、管理及び運営
災害廃棄物の処分
- 廃自動車
- 廃家電製品
- PCB等の特別管理産業廃棄物
- その他の災害廃棄物
災害廃棄物処理実行計画の策定

イ 体制の確立

災害時における災害廃棄物の処理に関する事務は循環型社会推進課が行うが、市町村から災害廃棄物の処理に関する事務を受託した場合、平常時の循環型社会推進課の人員では対応が困難である。このため、土木・建築職員を確保するとともに、環境省中国四国地方環境事務所に災害対策経験者の派遣要請等を行い、体制を強化する。

ウ 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害廃棄物の処理は計画的に進める必要があるため、本計画に基づいて災害廃棄物

処理実行計画を策定する。

(7) 計画の位置付け

災害廃棄物処理実行計画とは、災害発生後、国が策定する災害廃棄物処理指針等を踏まえて、被災状況に応じた処理の基本方針を含む災害廃棄物の具体的な処理作業を定めるものである。

(1) 処理方針

災害発生後、災害廃棄物の発生状況等を勘案して、処理期間、処理方法等の処理方針を定める。

災害廃棄物の処理に当たっては、円滑かつ迅速に処理することを原則としつつ、平常時と同様に、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の処理順位により処理を行うこととする。

また、環境負荷の大きい焼却処分及び最終処分の量を可能な限り少なくすることとする。

なお、災害廃棄物の処理は、県内での処理を基本とし、既存の県内廃棄物処理施設での目標期限内での処理完了が困難な場合には、隣県等に協力・支援を要請し、県外広域処理を検討するとともに仮設焼却炉等の設置を検討することとする。

(2) 発生量、要処理量

災害発生後に行った発生量の推計値については、前記(5)の手順により、その後に収集した情報に基づき適宜修正し、実態にあった数値となるよう見直しを行う。

廃棄物の種類別の発生量、要処理量は、トラックスケールでの重量管理を行うことを基本とし、計量設備のない仮置場の災害廃棄物については、簡易測量により体積を把握して比重を掛け合わせて重量換算し、これに今後行われる解体・撤去等によって発生すると見込まれる量を加えて、推計値の検証、見直しを行う。

(3) 廃棄物処理施設の状況

県内の廃棄物処理施設の稼働状況、処理可能量を調査する。

(4) 処理スケジュール

被災状況、災害廃棄物発生量、廃棄物処理施設の処理可能量等を踏まえ、処理スケジュールを作成する。

また、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、資機材の確保状況等に応じて見直しを行う。

(5) 処理フロー

災害廃棄物の処理方針、発生量・要処理量等を踏まえ、災害廃棄物の種類別に分

別、中間処理、最終処分の方法を一連の流れで示した処理フローを作成する。

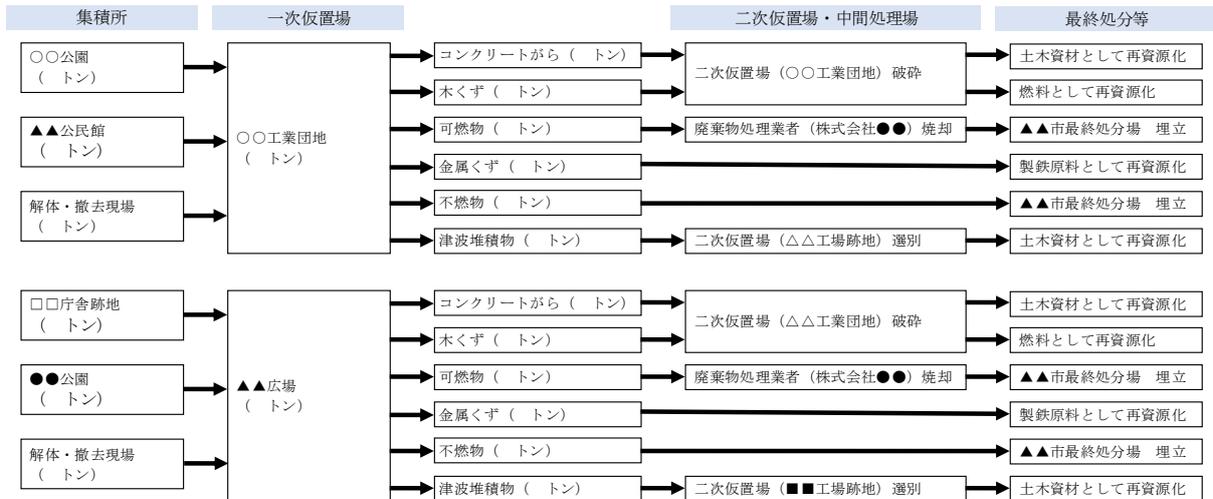


図 2.2.7 処理フローの例

なお、処理フローの基本となる災害廃棄物の種類別の処分方法及び留意事項は表 2.2.5のとおりである。

表2.2.5 災害廃棄物の種類別の処分方法及び留意事項

災害廃棄物の種類	処分方法・留意事項
混合廃棄物	有害廃棄物や危険物を優先的に除去し、再資源化が可能な木くず、コンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバスケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁力選別、比重差選別、手選別など）を行う。
木くず	前処理としてトロンメルやスケルトンバスケットにより付着土砂等の分離を行い、破碎して燃料等として再資源化を行う。
廃タイヤ	破碎（チップ化）し、燃料等として再資源化を行う。
廃プラスチック類	再資源化又は埋立処分する。
金属くず	製鉄原料として再資源化する。
コンクリートくず	破碎し、土木資材として再資源化する。
一般ごみ	焼却処分する。
廃畳	破碎後に焼却処分する。畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、高く積み上げないように注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
廃ふとん	焼却処分する。
石綿含有廃棄物	他の災害廃棄物と混合して保管せず、破碎することなく、埋立処分を行う。
廃石綿等	原則として仮置場の搬入せず、二重梱包等の適切な処理を行った上で、埋立処分、熔融処理を行う。

トリクロロエチレン等	埋立処分基準を超えるトリクロロエチレンを含む汚泥等については、焼却処分を行う。
廃家電製品	家電リサイクル法の対象物については、他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルする。この場合、製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。一方、過去の災害では、津波等で形状が大きく変形した家電リサイクル法対象物については、破碎して焼却処分を行った事例もある。また、携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、電子レンジ等の小型家電リサイクル法の対象物については、同法の認定業者に引き渡してリサイクルする。
P C B 廃棄物	所有者が判明しているものについては、P C B 保管事業者に引き渡す。所有者不明のものについては、P C B 濃度の測定を行い、判明した濃度に応じて岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき処分する。
津波堆積物	トロンメルやスケルトンバスケットにより混合廃棄物を除去し、土木資材として再資源化する。
危険物	消火器は日本消火器工業会、高圧ガスは県エルピーガス協会、フロン・アセチレン等は製造業者などに引き渡す。
廃自動車	自動車リサイクル法によりリサイクルする。所有者又は自動車リサイクル法の引取業者に引き渡す。具体的な手順については「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」（平成23年3月環境省）を参考にする。
廃船舶	F R P 船リサイクルシステム等により処理する。廃船舶の処理は所有者が行うのが原則であるが、止むを得ない場合には、市町村が処理を行う。具体的な手順については「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）」（平成23年4月環境省）を参考とする。
腐敗性廃棄物	水産加工品などの腐敗性の強い廃棄物は、可能な限り早い段階で焼却する。また、焼却処分までに腐敗が進行するおそれがある場合には、緊急的な措置として、消石灰の散布等を行う。

一般的な留意事項として、災害廃棄物に付着又は含有されている土砂、水分、塩分については、可能な限り事前に除去することが重要である。土砂については、トロンメルやスケルトンバスケットによる分離、水分については、テント等による降雨からの遮蔽、塩分については降雨による除塩などが有効である。

(キ) 収集運搬体制

仮置場からの別の仮置場、中間処理場、最終処分場等の運搬方法、運搬ルート、必要な車両等を考慮した運搬計画を作成する。

運搬計画を作成する上での検討事項は次のとおりである。

表2.2.6 運搬計画作成上の検討事項

検討事項	
運搬する災害廃棄物の優先順位	<ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物、危険物を優先する。 ・夏季は、腐敗性廃棄物についても優先する。
運搬方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などの被災状況により運搬方法（車両、鉄道、船舶）を決定する。
運搬ルート・運搬時間	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境への影響や交通渋滞の発生防止などの観点から運搬ルートを設定する。 ・同様に運搬時間についても設定する。
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬ルートや運搬時間について、住民に周知する。

(ク) 仮置場の設置及び管理

平常時に選定しておいた仮置場候補地等から、災害廃棄物発生量から推計した仮置場必要面積に基づき仮置場として使用する土地を選定し、設置及び管理を行う。
 なお、仮置場の設置及び管理に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

表2.2.7 仮置場の管理等における留意事項

管理等の内容	留意事項
開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者、管理者の同意を得る。 ・地元自治会への説明 ・場内ルートの設定 ・分別区分ごとの区画等の設定 ・搬入口での搬入物及び搬入許可証などの確認体制、場内での指示体制の確立
搬入作業の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入口での確認 ・誘導員により分別ごとの搬入 ・不法投棄防止のための監視 ・粉じん発生防止のための散水、シート養生
搬出作業の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出車両の手配と場内の積込み重機の連絡調整 ・有価物の引取り希望者への対応
搬入・搬出記録	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入物、搬出物の種類、量及び搬入元、搬出先の記録
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・積み上げた廃棄物の崩落事故防止に留意 ・木くず等の可燃性廃棄物の火災対策のため定期的に監視

(コ) 環境モニタリング

生活環境の保全を図るため、廃棄物の撤去現場や仮置場において、災害発生後、環境モニタリングを行う。

環境モニタリングを行う項目は、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や仮置場周辺等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌等、悪臭、水質等である。なお、考慮すべき環境影響と環境保全対策の概要は次のとおりである。

表2.2.8 環境影響及び環境保全対策

影響項目	環境影響	環境保全対策
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場作業における粉じん ・ 石綿含有廃棄物の保管・処理による石綿の飛散 ・ 廃棄物の保管に伴う硫化水素等の有害ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な散水 ・ 適切な石綿飛散対策の実施 ・ 保管廃棄物の高さ制限 ・ ガス抜き管の設置
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理作業に伴う騒音・振動 ・ 仮置場への搬入車両による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音、低振動型の重機、処理施設の使用 ・ 防音壁、防音シートの設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮水シートの敷設、簡易舗装の実施 ・ 有害廃棄物の分別保管及び適切な管理
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物からの悪臭の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱臭剤、防虫剤の散布 ・ 保管廃棄物へのシート掛け（蓄熱による火災に留意）
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮水シートの敷設による排水、雨水の管理 ・ 排水、雨水の処理

また、環境モニタリング地点の選定の考え方は、次のとおりである。

表2.2.9 環境モニタリング地点の選定の考え方

項目	選定の考え方
大気質、悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次、三次仮置場の敷地境界 ・ 石綿が使用された建築物の解体、撤去現場 ・ 仮置場、中間処理場等への搬入出経路の沿道
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次、三次仮置場の敷地境界 ・ 仮置場、中間処理場等への搬入出経路の沿道
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場敷地内
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場敷地内 ・ 仮置場近傍の公共用水域、地下水

(4) 処理の委託

廃棄物処理法においては、平成27年8月の改正により、これまでに禁止されていた市町村から一般廃棄物の処理の委託を受けた者による再委託が、1回に限り可能となった。

このため、複数の廃棄物処理業者が加入している団体に処理を一括して発注することができ、事務量を大幅に軽減することができる。

迅速な処理を進めるため、この再委託制度を最大限に活用する。

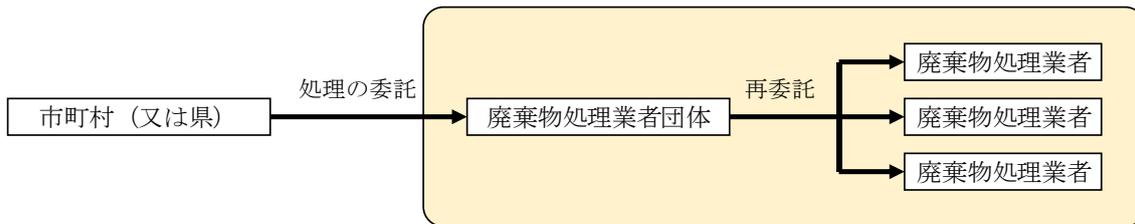


図 2. 2. 8 災害廃棄物処理の再委託の例

エ 処理の実施

策定した実行計画に基づき処理を実施するとともに、廃棄処理施設の稼働状況等の状況の変化に応じて計画の見直しを行う。

(9) 他都道府県への協力・支援

被災都道府県から災害廃棄物発生量、支援ニーズ等の情報収集を行い、災害廃棄物の処理について協力・支援の要請があった場合には、県内市町村、廃棄物処理業者等との調整を行うとともに、必要に応じて職員の派遣を検討する。

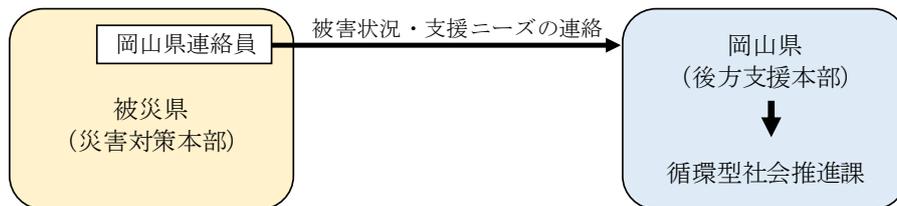


図2. 2. 9 中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定での情報収集例

3 復旧・復興

復旧・復興の段階は、避難所生活が終了し、災害廃棄物の再資源化や中間処理が本格化する段階である。

復旧・復興段階においては、応急対応段階での業務を見直しつつ、広域処理の調整、仮設焼却炉の設置、処理の進捗管理などの業務を行うこととなる。

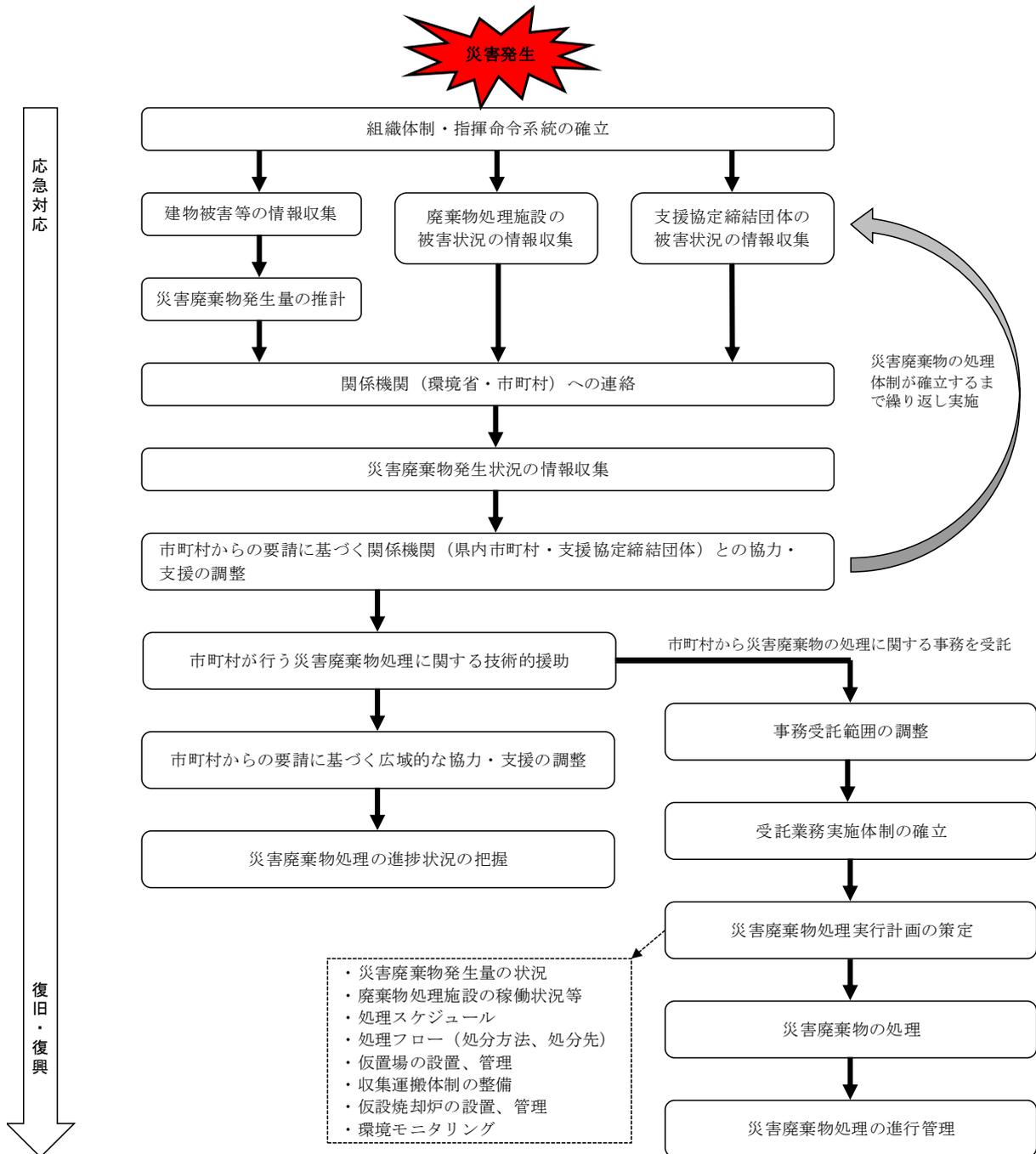


図 2.3.1 応急対応段階及び復旧・復興段階の事務の概要（再掲）

(1) 組織体制、指揮命令系統の見直し

災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて、応急対応段階の組織体制、指揮命令系統の見直しを行う。

市町村から事務委託を受け、仮設焼却炉の設置等を行う場合には、建築土木の知識が必要となることから、土木職、建築職を含めた組織体制とする。

(2) 廃棄物処理施設の復旧状況の情報収集

この段階においては、廃棄物処理施設の被害状況については概ね把握できていることから、主に廃棄物処理施設の復旧、稼働状況等の情報収集を行う。

(3) 関係機関への連絡

廃棄物処理施設の復旧情報等について、県内市町村及び環境省中国四国地方環境事務所に連絡し、情報を共有する。

(4) 市町村からの要請に基づく広域的な協力・支援の調整

復旧・復興段階においては、応急対応段階に比べて、災害廃棄物発生量がより正確に把握できている。このため、災害廃棄物発生量、県内廃棄物処理施設における処理可能量等から県外広域処理の必要性について検討を行い、県内の廃棄物処理施設のみでは災害廃棄物処理実行計画において設定した処理スケジュールどおりの処理ができないと判断された場合には、平常時に締結した協定に基づき、他都道府県に対して、災害廃棄物の受入支援の要請及び調整を行う。

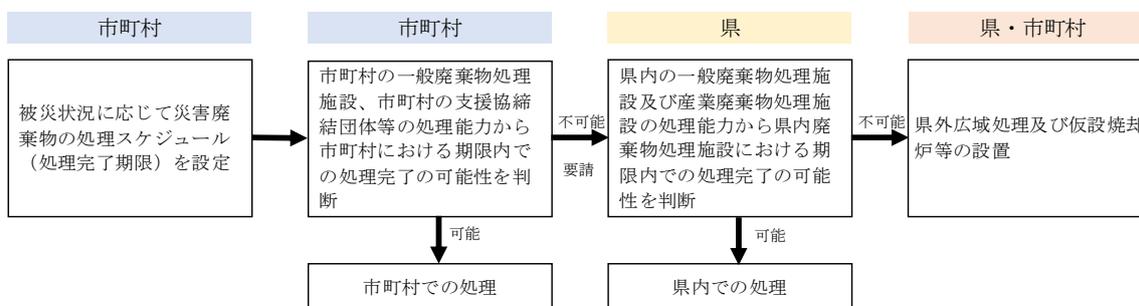


図 2.3.2 協力・支援要請の判断基準（再掲）

(5) 市町村が行う災害廃棄物処理に関する技術的援助

応急対応段階に引き続いて、市町村が行う災害廃棄物の処理に対し、仮置場の設置、管理に関する事、分別、再資源化等に関する事、便乗した不適正処理の監視・指導に関する事などについて、助言、支援等を行う。

なお、この段階においては、市町村が仮設焼却炉等の設置を行う場合があるため、廃棄物処理法に基づく設置手続、環境影響評価の実施等について、適切な助言等が必要である。

(6) 災害廃棄物処理の進捗状況の把握

市町村又は県が策定した実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、災害廃棄物の処理が適切に進んでいるかを把握し、処理が計画どおりに進んでいない場合には、市町村に対して助言、支援等を行う。

また、把握した進捗状況については、環境省が国全体での進捗状況の管理を行うため、環境省中国四国地方環境事務所に、定期的に報告する。

また、処理が長期間となる場合には、計画的に処理を進めるため、必要に応じて関係機関による連絡会を設置し、進捗管理を行う。

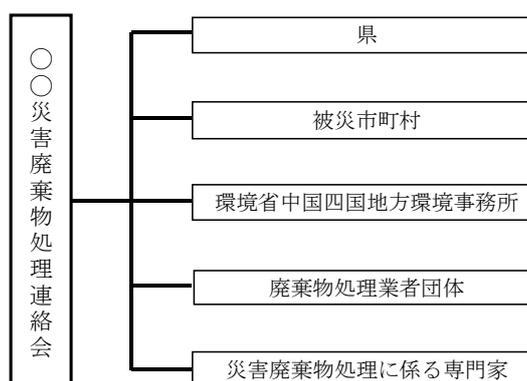


図 2.3.3 連絡会の設置例

(7) 災害廃棄物の処理に関する事務の受託

災害廃棄物の処理を行う上で明らかになった問題点、処理の進捗状況、応急対応段階より精度の高い災害廃棄物発生量の把握等を踏まえ、実行計画の見直しを行う。

また、広域処理の調整を行った上で、処理スケジュール内の処理完了が困難と判断される場合には、仮設焼却炉等の設置、管理を行い、スケジュール内の処理を行う。

(7) 仮設焼却炉の設置及び管理

可燃物の焼却処分について、広域処理の調整を行った上で、県内既存焼却施設のみでは処理能力が不足することが明らかになった場合には、二次仮置場に仮設焼却炉を設置して対応する。

仮設焼却炉の規模は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力、被災地の状況等を考慮して設定する。

また、仮設焼却炉を設置する場合、設置場所を決定した後に、環境影響評価又は生活環境影響調査、工事発注作業、設置工事等を進める。

なお、仮設焼却炉の設置に当たっては、周辺住民への環境上の影響に配慮するとともに、工期の短縮化を図る。

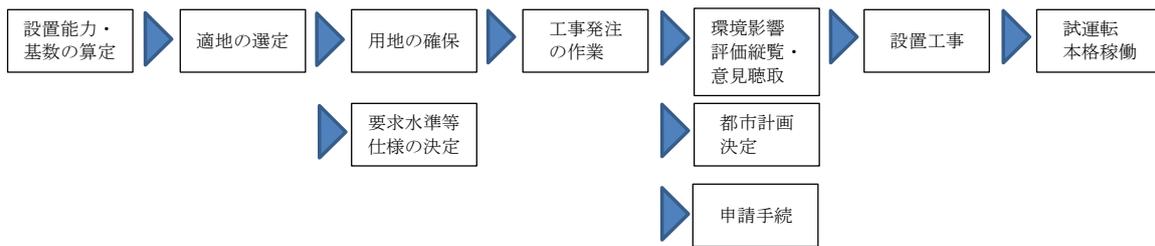


図2.3.4 仮設焼却炉の設置手続フロー例

また、仮設焼却炉の設計、運転上の問題や課題に対応するため、次の表にまとめた配慮事項について検討する。

表2.3.1 仮設焼却炉の設計上・運転上の配慮事項

問題・課題		対応
設計上の配慮事項	納期の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・既存図面の活用 ・汎用品、流用品の採用 ・納期のかかる機器の早期の手配 ・機器架台の極小化、機器独立架台の採用 ・杭のない工法の採用(マットスラブ) ・現地工事削減の検討(製造工場でのユニット化) ・制御の簡略化、計装品の削減
	官庁申請届出	<ul style="list-style-type: none"> ・関係官庁への早期確認(特に消防関係)
	助燃量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・空気予熱器の採用 ・災害廃棄物の雨除け屋根の採用 ・天日干しできるようヤードを広く設計
	沿岸地域での井水利用(塩類、砂の混入)	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の事前調査 ・ストレーナの採用 ・ノズルはメンテナンス性を配慮
運転上の配慮事項	発熱量が低く、変動が大きいことによる助熱量の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱量の高いごみと低いごみの混焼 ・加燃性粗大ごみや廃プラスチックなどカロリーの高いごみを用意し、混合して調質 ・重機は投入用とは別に、攪拌・混合用を設置
	異物、灰分が多い(機器のつまり、損耗の原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンベヤチェーンなどの予防保全(壊れる前に交換) ・予備品、消耗品を十分に確保 ・灰分の高いごみと低いごみを混焼

(イ) 災害廃棄物処理の進行管理

実行計画で定めた処理期限内に処理が完了するよう処理量等を把握し、進行管理を行う。

(8) 他都道府県への協力・支援

応急対応段階に引き続き、被災都道府県から災害廃棄物発生量、支援ニーズ等の情報収集を行い、災害廃棄物の処理について協力・支援の要請があった場合には、県内市町村及び廃棄物処理業者との調整を行うとともに、必要に応じて職員の派遣を行う。

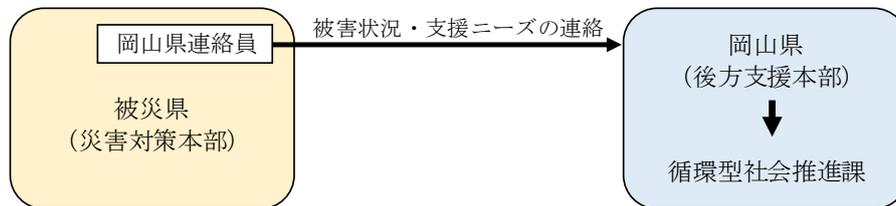


図2.3.5 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定での情報収集例（再掲）

岡山県災害廃棄物処理計画（素案）

作成 岡山県環境文化部循環型社会推進課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話番号：086-226-7307
FAX番号：086-224-2271